

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8 月 5 日
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番 7 号
【電話番号】	03 (5472) 1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 CFO 管理本部長 前川 裕貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番 7 号
【電話番号】	03 (5472) 1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 CFO 管理本部長 前川 裕貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第17回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 86,400,000円 (第18回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 138,000,000円 (第19回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 15,000,000円 (注) 1 . 本募集は、平成20年 9 月30日開催の当社臨時株主総会決議及び平成21年 3 月18日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションを主たる目的として、新株予約権を発行するものです。 2 . 募集金額は、ストック・オプションを主たる目的として発行することから無償で発行するものとします。 3 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	720個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年3月18日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 （東京都港区新橋五丁目23番7号）
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成21年3月18日（火）
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注）1．本新株予約権証券については、平成20年9月30日開催の当社株主総会及び平成21年3月18日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3．本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役に対して行うものであります。

4．本新株予約権の募集の対象者の内訳は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	680個
当社監査役	1名	40個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>720株</p> <p>新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。</p> <p>当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。</p> <p>(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)</p> <p>行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>120,000円</p> <p>1 行使価額の修正 該当事項はありません。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>86,400,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しております。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権 1 個の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、120,000円です。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄記載の資本金等増加限度額から本欄に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年 3 月19日から平成31年 3 月18日までの期間
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 シンバイオ製薬株式会社</p> <p>2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都中央区日本橋小舟町 8 - 1 株式会社みずほ銀行 小舟町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>2 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではありません。</p> <p>3 本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 6 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>4 本新株予約権者が</p> <p>(1) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として</p> <p>(2) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として 当該新株予約権者の相続人において、下記 6 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。</p> <p>5 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。</p> <p>6 本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとします。</p> <p>7 その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、取締役会の決議により、本新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権行使の効力の発生

本新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書及び添付書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとします。

2 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付するものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,150個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年3月18日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 (東京都港区新橋五丁目23番7号)
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成21年3月18日(火)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券については、平成20年9月30日開催の当社株主総会及び平成21年3月18日開催の取締役会において発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の従業員に対して行うものではありません。

4. 本新株予約権の募集の対象者の内訳は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
従業員	45名	1,150個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1,150株</p> <p>新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。</p> <p>当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。</p> <p>(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)</p> <p>行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>120,000円</p> <p>1 行使価額の修正 該当事項はありません。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>138,000,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しております。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権 1 個の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、120,000円です。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄記載の資本金等増加限度額から本欄に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年 3 月19日から平成31年 3 月18日までの期間
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 シンバイオ製薬株式会社</p> <p>2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都中央区日本橋小舟町 8 - 1 株式会社みずほ銀行 小舟町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではありません。</p> <p>3 本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 6 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>4 本新株予約権者が</p> <p>(1) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として</p> <p>(2) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として 当該新株予約権者の相続人において、下記 6 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。</p> <p>5 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。</p> <p>6 本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとします。</p> <p>7 その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、取締役会の決議により、本新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権行使の効力の発生

本新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書及び添付書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとします。

2 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付するものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	125個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年3月18日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 (東京都港区新橋五丁目23番7号)
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成21年3月18日(火)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券については、平成20年9月30日開催の株主総会及び平成21年3月18日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 本新株予約権の募集は当社の社外協力者に対して行うものであります。
4. 本新株予約権の募集の対象者の内訳は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
社外協力者	2名	125個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>125株</p> <p>新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。</p> <p>当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。</p> <p>(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)</p> <p>行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>120,000円</p> <p>1 行使価額の修正 該当事項はありません。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>15,000,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しております。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権 1 個の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、120,000円です。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄記載の資本金等増加限度額から本欄に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成23年 3 月19日から平成31年 3 月18日までの期間</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 シンバイオ製薬株式会社 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都中央区日本橋小舟町 8 - 1 株式会社みずほ銀行 小舟町支店
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではありません。 3 本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 6 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとします。 4 本新株予約権者が <ol style="list-style-type: none"> (1) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として (2) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として 当該新株予約権者の相続人において、下記 6 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。 5 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。 6 本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとします。 7 その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、取締役会の決議により、本新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権行使の効力の発生

本新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書及び添付書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとします。

2 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付するものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
239,400,000		239,400,000

(注) 1 払込金額の総額は、第17回から第19回に係る新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、対象者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを狙いとして、ストックオプションを目的としたものであり、資金調達を目的とはしておりません。また、資金の払込みは、本新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。従いまして、手取金は、運転資金に充当する予定ですが、具体的金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高（千円）	-	-	-
経常損失（千円）	431,443	710,284	1,323,704
当期純損失（千円）	432,156	711,234	1,325,994
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	-
資本金（千円）	547,375	1,533,550	1,583,500
発行済株式総数（株）			
普通株式	40,000	53,827	54,493
A種株式	650	-	-
純資産額（千円）	632,593	1,893,889	667,608
総資産額（千円）	888,971	1,950,279	792,145
1株当たり純資産額（円）	15,561.96	35,184.75	12,251.27
1株当たり配当額（円） （内1株当たり中間配当額 （円））	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 （円）	12,322.52	15,230.51	24,584.60
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	-	-	-
自己資本比率（%）	71.2	97.1	84.3
自己資本利益率（%）	-	-	-
株価収益率（倍）	-	-	-
配当性向（%）	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	-	970,082	1,224,976
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	-	819,309	795,269
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	-	1,963,843	99,370
現金及び現金同等物の期末残 高（千円）	-	1,051,459	721,206
従業員 （外、平均臨時雇用者数） （人）	14 (1)	28 (1)	42 (3)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. A種株式は、平成18年5月1日をもって発行済みの全てについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で転換しております。
4. 第1期、第2期および第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 純資産額の算定にあたり、第2期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
9. 第2期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、並びに第3期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成17年3月	東京都港区西新橋において当社設立。
平成17年7月	本社を東京都港区新橋に移転。
平成17年12月	アステラス・ファーマ GmbH社（現 アステラス・ドイッチラント GmbH社）と抗がん剤SyB L-0501の日本における独占的開発権および独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成18年3月	東京都より医薬品製造業（包装・表示・保管）の許可を取得。
平成18年8月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成19年3月	アベール・ファーマシューティカル社と経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701の日本、中国、韓国、台湾およびシンガポールにおける独占的開発権および独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年3月	アステラス・ドイッチラント GmbH社と抗がん剤 SyB L-0501の中国、韓国、台湾およびシンガポールにおける独占的開発権および独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年8月	グリベック耐性白血病細胞に有効なポリエチレングリコール結合亜鉛プロトポルフィリンSyB 0702の全世界における独占的権利を取得。
平成19年9月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を終了。
平成19年10月	SyB D-0701の第 相臨床試験を開始。
平成19年12月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成20年3月	イノファーマックス社と SyB L-0501および SyB D-0701の台湾における独占的開発権および独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年3月	ユハンヘンヤン社とSyB D-0701の韓国における独占的開発権および独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年7月	SyB D-0701の第 相臨床試験を終了。
平成20年8月	エーザイ株式会社とSyB L-0501の日本における共同開発権および独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年10月	SyB L-0501の第 相臨床試験（中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。

3【事業の内容】

1. 当社の事業概要について

(1) 当社の概要

当社は、元米国アムジェン社^(注1)本社副社長で、同社の日本法人であるアムジェン株式会社の創業期から約12年間社長を務めた吉田文紀が、平成17年3月に設立した医薬品企業です。

経営理念は「共創・共生」（共に創り、共に生きる）で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、アンメット・メディカル・ニーズ（Unmet Medical Needs）^(注2)に応えていくことにより、社会的責任および経営責任を果たすことを事業目的としております。

(注1) バイオ医薬品業界最大手。昭和55年、米国カリフォルニア州サウザンド・オークスにおいて、AMGen (Applied Molecular Genetics)として設立。日本においては、平成5年5月1日にアムジェン株式会社として業務を開始しました。なお、平成20年2月に武田薬品工業株式会社がアムジェン株式会社の株式を100%取得したため、現在の社名は「武田バイオ開発センター株式会社」となっております。

(注2) アンメット・メディカル・ニーズ (Unmet Medical Needs) とは、未だ満たされない医療上の必要性を意味し、患者さんや医師から強く望まれているにもかかわらず有効な既存薬や治療がない状態を指します。

(2) 当社の事業の特徴

がん・血液・自己免疫疾患領域における希少疾病分野^(注3)の研究開発の多くは、欧米を中心に、大手製薬企業よりもむしろ、多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。しかし、これらの分野は開発に高度の専門性が求められ、開発の難度も高く、また大手の製薬企業が事業効率の面、採算面で手を出しにくいいため日本を初めとするアジア諸国においては手をつけられていない空白の治療領域となっています。当社は、極めて医療上のニーズは高いものの、新薬の開発が遅れている空白の治療領域をビジネスチャンスと捉え、特に、高い専門性が求められ難度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化した日本初のスペシャリティ・ファーマ^(注4)です。当社は、大型新薬（いわゆる売上が1,000億円を超える「ブロックバスター」）の追求ではなく、マーケットは相対的に小規模でも医療ニーズの高い、がん・血液・自己免疫疾患に特化した新薬開発に取り組み、これらの医薬品および新薬候補品を数多く保有することにより、強固なパイプライン・ポートフォリオを構築し、持続性のある事業展開を行います。

当社は、このような空白の治療領域を埋めるための新薬の開発・提供を行うことを企業使命として設立されました。新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発をし、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、医療への貢献、そして医薬品業界の健全な発展に寄与することにより、持続的成長と安定への道を進んでまいります。

(注3) 希少疾病分野とは、医療上の必要性は高いものの、薬を必要とする患者数が少ない疾病分野のことで、この分野に対する開発の進んでいない医薬品は希少疾病用医薬品 (Orphan Drug : オーフアンドラッグ) と呼ばれます。厚生労働省よりオーファンドラッグの指定を受けるためには、我が国において患者数が5万人未満の重篤な疾病であること、医療上特にその必要性が高いこと、開発の可能性が高いこと、といった基準を満たす必要があります。当該指定を受けると、他の医薬品に優先して審査を受けられる（申請から承認までの期間が短縮される）、再審査期間を延長することができる（最長10年）、薬価への加算評価が期待できるといったメリットを享受することが可能となります。

(注4) スペシャリティ・ファーマとは、得意分野において国際的にも一定の評価を得る新薬開発企業をいいます。（平成14年「医薬品産業ビジョン」（厚生労働省）の定義による。）

(3) 当社の事業モデルについて

創薬系事業の特徴として、新薬の開発は長期間にわたり膨大な先行投資を強いられるものの、その研究開発の成功確率は極めて低いことが知られています。一般に、研究所において何らかの生物・生理活性^(注5)が認められた化合物が新薬として承認にいたる確率は、2万分の1～2万5千分の1と言われております。また、承認を取得した新薬のうち、上市・販売後において採算が取れるのはそのうちの15～20%以下と言われております。当社は、このような創薬系事業の難しさを踏まえた事業モデルを構築しております。

当社では、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発候補品の臨床試験を迅速・確実に進め、開始から承認取得までの期間を短縮するために、主として既にヒトでPOC (Proof Of Concept)^(注6)が確立され、前臨床試験データと臨床試験データがある化合物を対象としております。これらの化合物の探索は当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用して、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行います。その後、科学諮問委員会 (Scientific Advisory Board : 以下「SAB」といいます)^(注7)において、第一線でこの分野における治療の研究に携わる経験豊かな社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決

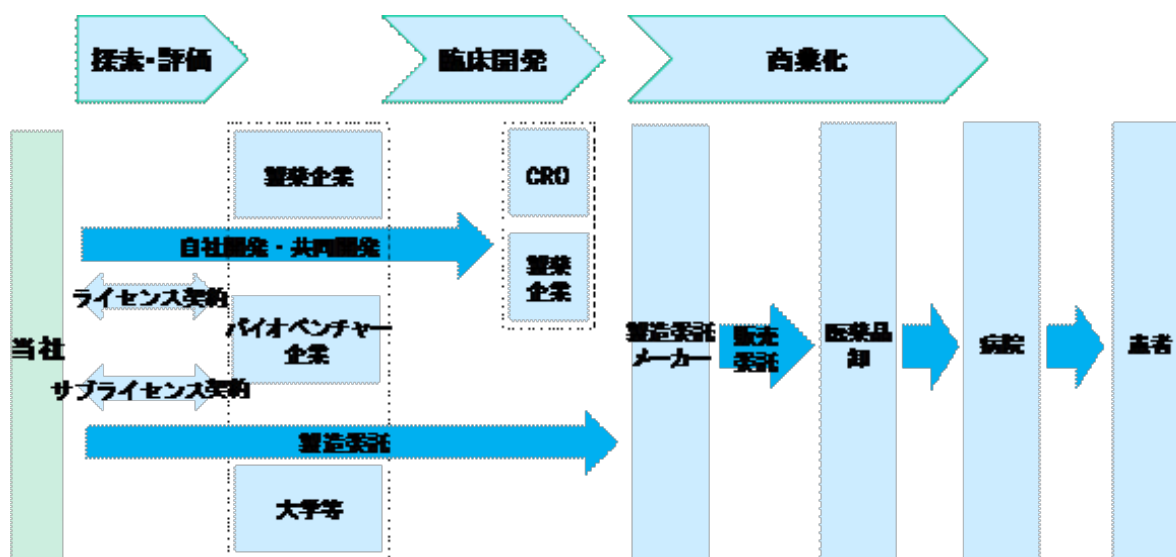
定いたします。

社内外の専門家による、こうした“目利き”のプロセスを経て、当社は、がん・血液・自己免疫疾患領域を中心として、製薬企業、バイオベンチャー企業等から主にヒトでPOCが確立された開発品の日本およびアジアにおける開発・販売権を継続的に確保することにより、持続性のある事業を展開しております。そのような、開発の成功確率が高く、事業性のある、魅力的な開発候補品を導入するためには、この“目利き”の力に加え、がん・血液・自己免疫疾患という開発の難度が高い治療領域における当社の開発力について、開発候補品の提供者であるライセンサーから高い評価を得ることも導入が成功するか否かの重要なポイントとなります。そのためには、適切な治験計画の策定、治療対象となる適切な治験患者の選定、その領域における医学専門家と公正な関係を維持・構築できる、専門性の高い優秀な開発スタッフが必要となります。これらの総和が開発力となり、開発を着実に、かつ迅速に実行することが可能となります。

なお、開発につきましては、基本的な開発戦略の中核となる臨床試験のデザイン、海外の試験との連携、医学専門家との調整等は当社が主体となって手掛け、定型的な開発業務は、外部資源であるCRO（Contract Research Organization 受託臨床試験実施機関）^(注8)へ業務委託し、製造についてはライセンス供給元あるいは信頼できる国内外の製薬企業へ業務委託を行いません。

販売につきましては、将来的には自社販売までを一貫して行なえる体制の構築を目指してまいります。営業組織の構築については、採算が確保できるまでの期間は自社MR（Medical Representative）^(注9)を置かず、当面は製薬企業との提携により行います。一方で、将来の自社販売体制構築に向けて、がん・血液・自己免疫疾患領域に精通した営業戦略・企画の策定及び市場調査を行うマーケティング体制の確立に努めるとともに、関係治療領域におけるKOL（Key Opinion Leader）^(注10)との良好な関係構築、的確な医療ニーズの把握と市場調査を行ない、各種データ、ノウハウの蓄積を図ってまいります。

これらの事業モデルを図示すると以下のようになります。



(注5) 生理活性とは、化学物質が生体の特定の生理的調節機能に対して作用する性質のことです。この生理活性の作用を持つ化学物質を疾病治療に応用したものが医薬品となります。

(注6) POC（Proof Of Concept）とは、新薬候補物質の有効性や安全性を臨床で確認し、そのコンセプトの妥当性の検証を意味します。

(注7) 科学的諮問委員会（SAB）とは、世界中から集まる膨大な新薬候補を元に、医療ニーズの高さや収益性などリスクバランスのとれたポートフォリオを、それぞれの専門の立場から意見や提言を交え徹底的に議論した上で、パイプライン戦略を構築する、当社の重要な評価機関です。当社では、SABを年2～3回開催し、世界中から優れた実績と経験をもつ臨床医・基礎科学者の方々に、当社の創薬研究および新薬開発のアドバイザーとして参画いただいています。

(注8) CRO（Contract Research Organization）とは、製薬企業が、自社で実施する開発業務を遅滞なく進めるために、一部の業務について委託を行う機関です。委託業務の内容としては、治験が実施計画書どおりに遂行されているかをモニタリングするモニター業務や、臨床データを管理するデータ管理業務などがあります。

(注9) MR（Medical Representative）とは、自社医薬品に関する情報の専門家として医療機関を訪問し、医療関係者と面談することにより、医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を主な業務とする医療情報担当者をいいます。

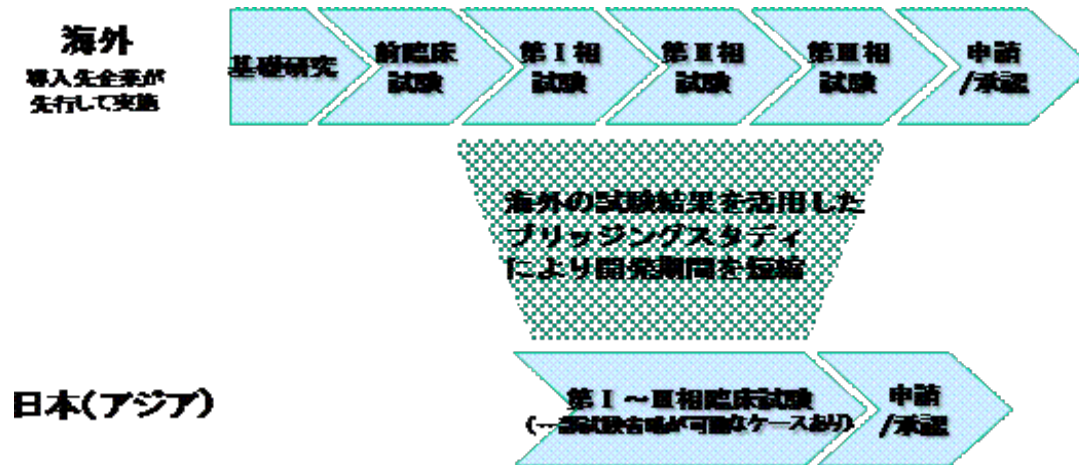
(注10) KOL（Key Opinion Leader）とは、担当領域の治療において他の医師に影響力を持つ医師のことをいいます。

(4) 当社の事業戦略

当社は、上記の事業を成功させるために、以下の5つの事業戦略を展開しております。

(a) ポストPOC戦略による開発リスクの軽減

当社の導入候補品^(注11)は、主として既にヒトでPOCが確認されていることを原則としております。従って、臨床開発ステージが比較の後期段階にある候補品か、既に海外で上市されている製品が対象となります。これらの導入候補品は、既に海外で先行して開発が行われており、新薬としてヒトでの有効性・安全性が確認されていることから、開発リスクを軽減でき、また、先行している海外の治験データを活用することにより日本を含めアジアにおける開発期間を短縮するとともに開発コストを低減し、成功確率を高めることが可能となります。

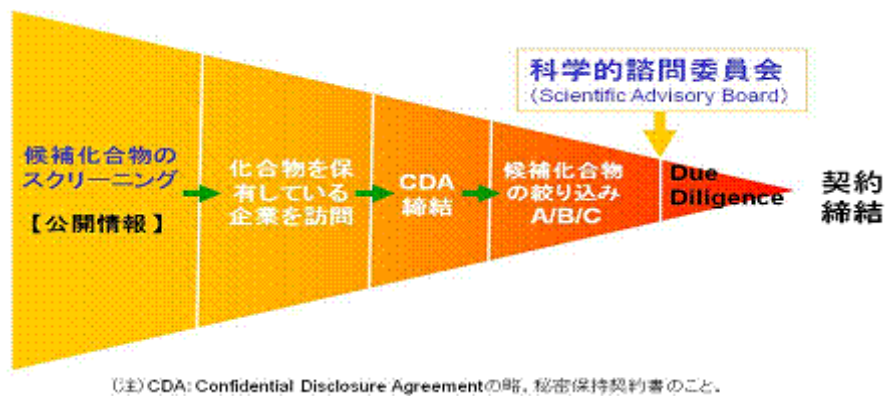


(注11) 導入候補品とは、当社の開発候補品として他社より開発権等の権利取得を検討している化合物を指します。

(b) 高度な探索・評価能力による、優れたパイプラインの構築

当社の新薬サーチエンジンは、製薬企業及びバイオベンチャー企業等との多様なネットワークによって構築され、膨大な化合物の中から、社内の専門家による厳正な評価を経て、有望な導入候補品が抽出されます。これらの導入候補品はさらに、第一線で研究に携わる経験豊かな専門家により構成される科学的諮問委員会（SAB）に諮られ、そのアドバイスと評価を受けた上で導入候補品を決定しております。この開発品導入決定までの高度なスクリーニングプロセスは、既に海外において有効性・安全性が確認された開発品を導入するポストPOC戦略と相まって開発リスクと開発期間を軽減させることになり、また、候補品が医療の現場において求められるものかどうかの医療ニーズの充足度に対する理解、および上市後の収益予測の精度向上に貢献しています。

< 当社の開発品導入プロセス >



(c) ラボレス・ファブレス戦略による固定費抑制

当社は、一切の研究設備や生産設備を保有いたしません。研究設備・生産設備ともに固定費発生源の代表格ですが、当社はこれらを一切保有せずに、開発候補品の探索・導入後は、開発品の開発戦略策定と実行等の付加価値の高い業務に専念し、そのほかに必要とされる定型的な開発業務は外注しております。これにより低コストの医薬品開発を実現するとともに、財務戦略の機動性を確保しております。

(d) ブルーオーシャン戦略^(注12)による高い事業効率の実現

海外で標準治療薬として使用されている製品が日本では使用できない、あるいは海外で新薬として承認された製品が5年近くも遅れて日本で承認される、いわゆるドラッグ・ラグの問題が深刻化しており、がん患者の難民という言葉も生まれています。このドラッグ・ラグは、当社の戦略的治療領域であるがん・血液・自己免疫疾患領域で特に目立っております。抗がん剤の市場自体は大きく、また高齢化にともない現在も拡大傾向にあるものの、抗がん剤の対象疾患は多岐にわたり、がん腫により細分化されているため、各々のがん腫でみると対象患者数がそう多くはない治療領域が数多く存在します。また、これらの領域での抗がん剤の開発には、極めて高い専門性が求められ、開発の難度が高い半面、大手の製薬企業では採算性などの問題から開発に着手しにくいことがその理由のひとつといわれています。しかし、ひとたび、そうした領域において新薬の承認を取得し上市できれば、競合が少ないため、これらの領域で適応拡大・新製品上市を着実に積み上げていくことで、高成長・高収益を実現できるものと考えております。

(注12) ブルーオーシャン戦略とは、競合との熾烈な競争により限られたパイを奪い合う市場（レッドオーシャン）を避け、市場を再定義し、競合のいない未開拓な市場（ブルーオーシャン）を創造することで、顧客に高付加価値を与えつつ利潤の最大化を目指す戦略です。

(e) アジア展開戦略

アジア諸国においても経済成長とともに医療ニーズの拡大が予想され、より質の高い治療方法が求められるようになっております。これらの国々においても、日本と同様、急速に高齢化が進んでいる一方で、新薬の開発が滞る傾向が見られ、がん・血液・自己免疫疾患といった領域が、空白の治療領域になりつつあり、有効な薬剤が求められています。当社では抗がん剤SyB L-0501およびSyB 0702ならびに経皮吸収型持続性制吐剤SyB D-0701につきまして、日本のみならずアジアの権利も確保しております。

2. 当社のパイプラインについて

当社は、現在、下表のとおり、パイプラインに開発第1号品であるSyB L-0501、開発第2号品SyB D-0701、開発第3号品 SyB 0702の3つの開発品目を有しております。今後も新規開発品を継続的に導入することにより、パイプラインの拡充およびリスク・リターンのバランスのとれたパイプライン・ポートフォリオを構築してまいります。

< 当社パイプラインの進捗状況と提携先一覧 >

提出日現在					
開発番号	薬効分類	権利地域	適応症	開発状況	提携先
SyB L-0501	抗がん剤	日本	再発・難治性 低悪性度非ホジキンリンパ腫*	第II相臨床試験実施中	エーザイ株式会社 (共同開発権・独占的販売権供与) *シンバイオ自社開発
			再発・難治性 マンツル細胞リンパ腫*	第II相臨床試験実施中	
			再発・難治性 中高悪性度非ホジキンリンパ腫	第I相臨床試験実施中	
		シンガポール	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認申請中	-
			慢性リンパ性白血病		
		台湾	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認申請準備中	イノファーマックス社 (台湾) (独占の開発権・独占的販売権供与)
慢性リンパ性白血病					
多発性骨髄腫					
SyB D-0701	経皮吸収型 持続性制吐剤	日本	化学療法誘発性の悪心・嘔吐	第II相臨床試験準備中	-
		韓国		-	ユハンヤンヘン社 (韓国) (独占の開発権・独占的販売権供与)
		台湾		-	イノファーマックス社 (台湾) (独占の開発権・独占的販売権供与)
SyB 0702	HSP32 阻害剤	全世界	固形がん、血液がん	前臨床試験実施中	-

(1) SyB L-0501

第1号の開発品であるSyB L-0501の主成分であるベンダムスチン塩酸塩（一般名）は、ドイツにおいて非ホジキンリンパ腫^(注13)、多発性骨髄腫および慢性リンパ性白血病の治療薬（商標名「Ribomustin[®]」）として長年使用されている抗がん剤です。この製品の導入の背景としては、第一に、現在、低悪性度非ホジキンリンパ腫・マンツル細胞リンパ腫の患者さんには、この分野には優れた薬剤がなく、まさしく当社の企業使命である空白の治療領域を対象とした薬剤であること、また当社の強みである分野（血液がん）であることが導入の決め手となりました。この製品の世界のライセンスの供給元はアステラス製薬株式会社のドイツ子会社であるアステラス・ドイッチラント GmbH社であり、同社より北米においてはセファロン社（米国）が、ライセンス供与を受け、既に平成20年3月に慢性リンパ性白血病（CLL）の治療薬として、平成20年10月には再発性B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療薬として、米国食品医薬品局（FDA）より承認を受けております。欧州においてはムンディ ファーマ社（英国）がライセンス供与を受け、開発権を保有しております。一方、当社はアステラス・ドイッチラント GmbH社より日本及び中国（香港を含む）、韓国、シンガポールおよび台湾における独占の開発および独占的販売権の供与を受けて、開発を進めております。日本におきましては、治療歴を有する低悪性度非ホジキンリンパ腫およびマンツル細胞リンパ腫患者を対象として第 相臨床試験を実施中です。

また、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の開発を進めており、一方、多発性骨髄腫への適応拡大も検討しており、ライフサイクル・マネジメントを推進し、更なる適応拡大を図ることで、ベンダムスチンの事業価値の最大化を図ってまいります。なお、日本市場におきましては、エーザイ株式会社（以下「エーザイ」）と共同開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しており、上市後はエーザイが本薬剤を販売いたします。

その他、台湾におきましては、イノファーマックス社（台湾）によって開発が進められております。

(注13) 非ホジキンリンパ腫とは、白血球の中のリンパ球ががん化した悪性腫瘍である悪性リンパ腫のうち、ホジキンリンパ腫以外の総称である。日本人の悪性リンパ腫では、大半を非ホジキンリンパ腫（日本国内において治療が必要とされる総患者数

は15,792例（CancerIMPact® Japan 2007より）が占めています。

同疾患に対しては、リツキシマブ（CD20陽性の非ホジキンリンパ腫に対し適応を有する抗CD20モノクローナル抗体で、日本では全薬工業株式会社が製造・販売元、中外製薬株式会社が販売元としてリツキサン®注10mg/mLを販売）を第一選択薬として抗体療法が施されますが、その無効・再発の症例に対する治療法は現状では確立されておりません。

(2) SyB D-0701

第2号の開発品であるSyB D-0701は、グラニセトロンを主成分とする経皮吸収型持続性制吐剤であり、がん化学療法や放射線療法時に出現する悪心・嘔吐^(注14)を抑制する薬剤です。従来の制吐剤は、注射剤あるいは経口剤であるため、がん化学療法や放射線療法期間中、毎日投与することが必要であります。SyB D-0701は1回の貼付により悪心・嘔吐を抑制する効果が5日間持続するという特徴を有し、がん化学療法や放射線療法によるがん患者さんの治療をより確実なものとし、

SyB D-0701は、今後増加すると考えられる外来におけるがん化学療法の支持療法^(注15)として、患者さんのみならず関連する医療従事者にも大きな利便性をもたらす、がん患者さんのQOL（Quality of Life）を向上できるものと期待しています。

当社は、アベール・ファーマシューティカル社（米国）より日本、中国（香港を含む）、韓国、シンガポール、および台湾における独占の開発権および販売権の供与を受けて、開発を進めております。日本においては、平成20年7月に第 相臨床試験を終了し、現在第 相臨床試験の準備を進めております。

(注14) 悪心・嘔吐は、がん化学療法や放射線療法時の約30～90%に出現する症状といわれ、患者さんにとって最も苦痛を感じる副作用の1つです。持続する悪心・嘔吐は、脱水、電解質異常や低栄養を引き起こしたり、食欲不振や生理的・心理的不快から闘病意欲にも影響するといわれ、悪心・嘔吐を最小限に食い止めることは、がん治療を成功に導く鍵となります。なお、嘔吐については以下の3つに分類されます。

急性期嘔吐

抗がん剤投与開始後1～2時間くらいの短時間から24時間後までに発生する嘔吐。

遅発性期嘔吐

抗がん剤投与開始後24時間～120時間に発生し、数日間持続することのある嘔吐。

予測性嘔吐

抗がん剤投与の前に発生する嘔吐。

(注15) がん化学療法における支持療法（サポートケア）とは、がんに伴う症状や合併症の治療、化学療法や放射線療法における副作用の管理であり、精神的なサポートも含みます。特にがんに伴う痛み（疼痛）と化学療法および放射線療法の伴う悪心・嘔吐のコントロールは、がん治療において重要なものとなっています。

(3) SyB 0702

SyB 0702は、熊本大学名誉教授で崇城大学薬学部の前田浩教授が創製したポリエチレングリコール結合亜鉛プロトポルフィリン(PEG-ZnPP)を主成分とする新規抗がん性物質です。SyB 0702は、がん細胞が、活性酸素やフリーラジカル^(注16)による攻撃から自己防御するために過剰発現をするHSP32^(注17)を標的とし阻害することでアポトーシス^(注18)を誘引し、抗腫瘍活性を発揮します。

がん細胞は正常細胞と異なり、カタラーゼ^(注19)、SOD（Superoxide Dismutase）^(注20)、グルタチオンペルオキシダーゼ^(注21)などの抗酸化酵素活性が低く、活性酸素種(ROS:Reactive Oxygen Species)^(注22)による細胞死を起こしやすくなっています。そこで、がん細胞はそれを補うためにHSP32を高度に発現することにより生存をしようとしており、その意味でHSP32は「がん細胞の生存依存因子」（Cancer Survival Factor）と言えます。

細胞ラインを用いた実験では、グリベック耐性^(注23)慢性骨髄性白血病(CML)細胞、肥満細胞白血病(MCL)細胞、急性骨髄性白血病(AML)及び、HO-1^(注24)を過剰発現する固形がん細胞(肝臓がん、すい臓がん、乳がん、大腸がん等)に対しても細胞増殖抑制作用を示すことが明らかになっています。また、固形がんを移植したマウスに対しては単剤でも効果が認められており、また、他の抗がん剤と併用することにより、抗腫瘍効果が相加的、相乗的に増強されることが示唆されています。これらの試験の結果の一部は、既に米国血液学会等において発表されています。

(注16) フリーラジカルとは反応性の高い遊離基です。酸化反応により過酸化水素を生じることから余剰フリーラジカルは細胞に損傷を与えます。活性酸素の一部にもフリーラジカルがあります。

(注17) HSP32（Heat Shock Protein 32）とは、ヘムオキシゲナーゼ-1と同一タンパクでヘムを分解して抗酸化物質ビリベルギンを生合成します。

(注18) アポトーシスとは積極的・能動的な細胞死のこと。多細胞生物の細胞において、増殖制御機構として管理・調節されているものです。

(注19) カタラーゼとは酸化過程で発生する過酸化水素を水と酸素ガスに分解する酵素のことです。

- (注20) SOD (Superoxide dismutase) とは、生体内の活性酸素の一つであるスーパーオキシドを過酸化水素と酸素に変換します。
- (注21) グルタチオンペルオキシダーゼとは、体内で生じた活性酸素を無害化する酵素の一種であり、グルタチオン存在下で過酸化水素を水に代謝させます。
- (注22) 活性酸素種 (ROS: Reactive Oxygen Species) とは、反応性の高い酸素種の総称でスーパーオキシド、ヒドロキシラジカル、一重項酸素、過酸化水素を指します。
- (注23) グリベック耐性とは、慢性骨髄性白血病の治療薬グリベックの作用機序であるBcr-Ablキナーゼの阻害に対し、Bcr-Ablに変異を持つ細胞が生じることでグリベックへの耐性が生じることを指します。
- (注24) HO-1とは、ヘムオキシゲナーゼと呼ばれる酵素のことで、細胞を殺す力がある活性酸素の攻撃から身を守る働きをしています。従いまして、このHO-1の働きを阻害することで、がん細胞を活性酸素の攻撃にさらすことが可能となります。

(参考) 医薬品研究開発の一般的な進行について

医薬品研究開発のプロセスは以下のとおりであり、通常、(a)から(f)までに10年から17年程度かかるといわれております。

(医薬品研究開発のプロセス)

(a) 基礎研究

(b) 前臨床試験（非臨床試験）

(c) 臨床試験（治験）

(d) 申請および承認

(e) 薬価申請・収載

(f) 上市販売

(g) 製造販売後調査

(a) 基礎研究

新薬のもとになる候補化合物を探し出すプロセスです。化学物質、微生物、遺伝子などの中から、将来薬となる可能性がある新しい物質（成分）を発見したり、化学的に作り出すための研究であり、一般的には研究所などで実施されます。

(b) 前臨床試験（非臨床試験）

(a)で特定された薬剤候補化合物を対象に、生物学的試験として、動物や培養細胞を用いて安全性や有効性について調べる、いわゆる動物に対して実施する試験です。また、化学的試験として、製造方法、原薬および製剤の規格・安定性を調べるなどの試験があります。

(c) 臨床試験（治験）

前臨床試験の結果、有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、十分な検討の上で、実際にヒトを対象とした安全性および有効性の検証を行う、臨床試験（治験）が行われます。治験はさらに3段階にわかれ、それぞれ参加者の同意を得た上で行われますが、その内容は以下のとおりです。

第 相臨床試験

この相の試験は、治療効果を見ることを目的とせず、比較的少数の健康な志願者を対象に主に副作用と安全性を確認する試験です。

第 相臨床試験

第 相は、通常、患者における治療効果の探索を主な目的とする試験を開始する段階です。少数の患者さんを対象に、有効性と安全な投薬量や投薬方法を確認する試験です。

第 相臨床試験

第 相は、第 相よりも投与患者数をさらに増やし、治療効果の既存薬剤との比較データ、副作用のデータ等を収集することによって、有効性と安全性について検証し、新薬として承認されるための適切な根拠となるデータを得ることを目的とした試験です。

(d) 申請および承認

治験で安全性や有効性などが証明された治験薬について、新薬承認申請書類を作成し、厚生労働省に製造承認の申請を行います。数段階の審査を受け、承認されて初めて「薬」として市場に出ることになります。ちなみに基礎研究段階で新薬候補とされた物質（化合物）の内、製造承認を得ることができるものはわずか1万分の1程度といわれております。

(e) 薬価申請・収載

新薬の価格（以下「薬価」）を厚生労働省へ申請し、開発コスト、類似薬や諸外国の価格を参考に価格の承認を受けます。これを薬価収載といいます。

(f) 上市販売

薬価収載が完了し、実際に薬を販売できる状況になることを上市といい、この段階から販売が可能になります。

(g) 製造販売後調査

販売が開始した後も病院などの医療機関でさらに多くの患者さんに投与された結果を元に、臨床開発段階では発見できなかった副作用や適正使用情報などの収集が行われ、厚生労働省に報告を行うこととなります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
41(9)	46.2	1.8	11,197

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

当事業年度における臨床開発の進捗状況は以下のとおりです。

開発第一号品である抗がん剤SyB L-0501の第 相臨床試験が順調に進みました。約4ヶ月という短期間で全9症例の組入れを終え、その後データ解析を経て、平成19年9月に試験を終了いたしました。第 相臨床試験においては、海外臨床試験における安全性ならびに有効性（奏功率）と同様に良好な結果が確認されました。これを受けて、同年12月から第 相臨床試験（最終臨床試験）を開始いたしました。

SyB L-0501については、平成19年3月に契約対象地域に中国・韓国・台湾、およびシンガポールの4ヶ国を追加するライセンス契約を、アステラス・ファーマ GmbH社（現 アステラス・ドイツラント GmbH社）との間で締結いたしました。

さらに、平成19年3月に開発第二号品であるSyB D-0701の、日本・中国・韓国・台湾、およびシンガポールにおける開発および販売についての独占的権利を取得するライセンス契約を、アベレ・ファーマシューティカル社との間で締結いたしました。

このSyB D-0701は、グラニセトロンを主成分とする持続型貼付剤で、従来の制吐剤が注射剤あるいは経口剤であるのと異なり、1回の貼付により悪心・嘔吐を抑制する効果が5日間持続するという特性を有し、治療をより確実なものとし、また、SyB D-0701は今後増加すると考えられる外来におけるがん化学療法の実施として、患者にとって大きな利便性をもたらす、QOL（Quality of Life）向上が期待されます。

SyB D-0701は平成19年9月に第 相臨床試験の治験届を提出し、同年12月に同臨床試験のうち安全性試験、薬物動態試験を終了し、特に問題となる重篤な有害事象などは見られておりません。当該試験に加えて、次の皮膚刺激性試験（第 相臨床試験）の準備を行いました。

また、開発第三号品として、平成19年8月にSyB 0702の、研究・開発および製造・販売についての全世界における独占的権利を取得し、前田浩教授（崇城大学薬学部教授）との間でライセンス契約を締結いたしました。

このSyB 0702は、がん細胞が活性酸素による攻撃から自らを守るために高発現しているヘムオキシゲナーゼ（HO-1、熱ショックタンパクHSP32ともいう）を選択的に分子標的とし阻害することで、抗腫瘍活性を発揮します。また、選択的に腫瘍組織に分布し、長時間滞留するという特徴を持っています。また、試験管内の実験ではグリベック耐性慢性骨髄性白血病（CML）細胞および肥満細胞白血病（MCL）細胞に対しても強力に細胞増殖抑制作用を示すことから、現在有効な治療法がないグリベック耐性CMLおよびMCL患者に対して、SyB 0702が有効である可能性が示唆されました。また、担がんマウスにおける安全性予備試験の結果からは、有効用量で有害事象は見られておらず、高い安全性が示唆されています。

これらの結果、営業収益を計上する取引の発生はなかったため、売上高はありませんでした。また、SyB D-0701およびSyB L-0501の契約一時金の発生や、SyB L-0501の第 相および第 相臨床試験費用、SyB D-0701の前臨床試験費用および第 相臨床試験費用、人員増強による人件費の増加等により、販売費及び一般管理費合計は1,331,474千円（前年同期比88.1%増）となり、営業損失は1,331,474千円（前年同期は営業損失707,953千円）、経常損失は1,323,704千円（前年同期は経常損失710,284千円）、当期純損失は1,325,994千円（前年同期は当期純損失711,234千円）となりました。

第4期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当中間会計期間における臨床開発の進捗状況は以下のとおりです。

開発第一号品であるSyB L-0501は、第 相臨床試験（治療歴を有する低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）の症例組入れが順調に進展し、最終的に平成20年6月に症例の登録が完了いたしました。

開発第二号品であるSyB D-0701は、平成20年3月に皮膚刺激性試験（第 相臨床試験）を開始いたしました。

開発第三号品であるSyB 0702は、前臨床試験を開始いたしました。

一方、アジア地域への展開において、セファロン社とSyB L-0501の中国における独占的開発権および独占的販売権を供与するオプション契約を平成20年3月に締結し、オプション・フィーを受領いたしました。このオプション期間は平成21年3月までのため、当中間会計期間においてはオプション・フィーを前受金として計上しております。

さらに、台湾におけるSyB L-0501およびSyB D-0701の独占的開発権および独占的販売権を台湾イノファーマックス社に、韓国におけるSyB D-0702の独占的開発権および独占的販売権を韓国ユハンヤンヘン社にそれぞれ導出し、その契約一時金を受領いたしました。

この結果、売上高は30,029千円となりました。一方、SyB L-0502の第 相臨床試験費用を中心とした研究開発費428,951千円等があった結果、営業損失は633,344千円となりました。さらに資金調達に係るファイナンシャル・アドバイザー・フィー61,800千円、株式交付費2,168千円ならびに円高の影響による為替差損2,780千円を計上したこと等により、経常損失は697,455千円、中間純損失は699,656千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第3期事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失1,323,704千円（前年同期は税引前当期純損失710,284千円）等による営業活動による資金の減少、有価証券の償還等による投資活動による資金の増加、第三者割当による新株発行による財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ330,252千円減少し当事業年度末には721,206千円（前年同期比31.4%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前当期純損失1,323,704千円等による資金の減少があった一方、前払費用の減少40,391千円、未払金の増加70,411千円等の増加要因があり、1,224,976千円（前年同期は970,082千円の使用）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、有価証券の償還による収入800,000千円、有形固定資産の取得による支出3,550千円、無形固定資産の取得による支出1,189千円等により、795,269千円（前年同期は819,309千円の使用）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、新株の発行による収入等により99,370千円（前年同期比94.9%減）となりました。

第4期中間会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純損失698,511千円等による営業活動による資金の減少、投資その他の資産の取得による支出等による投資活動による資金の減少、第三者割当による新株発行による財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ59,182千円減少し当中間会計期間末には662,024千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前中間純損失698,511千円、前払費用の増加59,794千円等による資金の減少があった一方、未収消費税等の減少10,952千円、未払金の増加47,093千円、前受金の増加24,702千円等の増加要因があり、665,249千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、投資その他の資産の取得による支出5,345千円等により、5,071千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、株式の発行による収入618,000千円等により、615,832千円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

第3期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

第4期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

	第4期中間会計期間 （自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）
ライセンスアウトフィー（千円）	30,029

（注）1 第4期中間会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期中間会計期間 （自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）	
	金額（千円）	割合（％）
イノファーマックス社	20,043	66.7
ユハンヘンヤン社	9,986	33.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、以下の点を主要な経営課題ととらえ、取り組んでまいります。

(1) パイプラインのさらなる充実について

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めるためには、開発候補品を継続的に導入し、パイプラインを充実させていく必要があります。

当社はパイプラインに3品目を有しており、SyB L-0501およびSyB D-0701は臨床試験、SyB 0702は前臨床試験が進行しております。当社はパイプラインの充実に向けて、新規の開発品の導入を積極的に進めてまいります。

(2) SyB L-0501のライフサイクル・マネジメントの追求

企業価値を高めるためには、開発候補品の導入だけではなく、導入した開発候補品の適応を追加することにより、開発候補品1品目あたりの収益の最大化を図る、ライフサイクル・マネジメントを追求することが重要となります。

当社の開発第1号品であるSyB L-0501は、再発・難治性低悪性度非ホジキンリンパ腫及び再発・難治性マンツル細胞リンパ腫を対象として第相臨床試験を実施中でありますが、追加適応症として、再発・難治性中高悪性度非ホジキンリンパ腫を適応症とする第相臨床試験も開始しております。今後、更なる適応追加を行い、ライフサイクル・マネジメントを追求することにより、SyB L-0501の価値最大化を図ってまいります。

(3) アジア地域への展開について

当社は日本のみならず、中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールの4ヶ国を戦略地域として位置付けています。これらの地域は高成長が期待されており、当該地域における事業展開は、当社の経営戦略において今後一層重要性が高まると考えております。

当社のパイプラインにおいては、SyB L-0501およびSyB D-0701の開発・販売対象国は、日本のみならず中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールが含まれております。市場調査の結果、これらの国においてもSyB L-0501およびSyB D-0701に対するニーズがものと考えております。これらアジア地域における臨床試験の開始、販売認可の取得を積極的に進めてまいります。

(4) 人材の確保について

当社の経営資源の第一は人であり、優秀な人材なくして新薬の探索、開発において優れた成果をあげることはできません。また、当社が開発候補品を導入する際も、開発候補品を導出する企業のデューデリジェンスにおいて、当社の人材のクオリティは重要な評価項目となります。従って、当社は継続的に優秀な人材の採用を行うとともに、OJTや研修等による人材育成を通じて、人材の更なる強化を図ってまいります。

(5) 財務上の課題について

当社は、パイプラインの開発進展、開発候補品の増大等に伴い、今後も研究開発費を中心とする事業活動に必要な資金を継続的に外部より調達する必要があります。従いまして、引き続き資金調達手法の多様化を進めるとともに、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業活動においてリスクとなる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家および株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行なわれる必要があると考えます。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクへの全てを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 医薬品の開発事業全般に関するリスク

当社は、製薬企業、バイオベンチャー企業等が創出した開発候補品を導入し、これらを医薬品として開発する事業を主たる業務としております。

医薬品の研究開発の分野は、巨大製薬企業をはじめとする多数の強力な競合が存在し、さらに当社を含むいわゆる創薬ベンチャー企業が質とスピードを競い合う業界であります。また、開発から製造及び販売に至る過程には多くの規制が存在し、長期間にわたり多額の資金を投入して事業活動を推進する必要があります。その将来性は不確実性を伴うものであり、当社の現在及び将来における事業についてもこのようなリスクが附随しております。

(1) 医薬品開発の不確実性について

一般的に、製品上市に至る医薬品開発の過程は長期かつ多額の費用を要し、開発が成功する確率は決して高くなく、開発のいずれの段階においても中止や遅延の判断をすることは稀ではありません。医薬品開発においては、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において、開発続行の可否が判断されます。従って、その開発途上で中止の決定を行うことは稀なことではなく、開発が順調に進み製品化される確率は低いものとされております。

このようなリスクを低減・分散するため、当社ではパイプラインを複数保有するとともに、極力ヒトでPOCが確認された開発候補品を優先して導入するよう努めていますが、当社のような小規模な創薬ベンチャー企業にとって、ひとつの開発候補品がパイプラインから脱落することの影響は大きく、その場合当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益の不確実性について

当社が開発を進めている製品から収益を得るためには、当社単独或いは第三者と共同で、これら開発候補品の開発、規制当局からの承認、製造及び販売のすべての段階において成功を収める必要があります。しかしながら、当社は、これらの活動において成功しない可能性があり、また、成功したとしても当社の事業を継続するために必要な採算性を確保できない可能性もあります。

当社は現在、パイプラインに3品目を保有しており、そのうち開発第1号品であるSyB L-0501は、治療歴を有する低悪性度非ホジキンリンパ腫及び再発・難治性マンツル細胞リンパ腫を対象として第 相臨床試験を実施中であり、追加

適応症として、再発・難治性中高悪性度非ホジキンリンパ腫を適応症とする第 相臨床試験も開始しております。また、開発第2号品であるSyB D-0701では、第 相臨床試験を終了し、第 相臨床試験の準備中であります。開発第3号品であるSyB 0702では臨床試験を開始するための前臨床試験を実施しております。当社はこれらの開発を推進し、製品上市に至ることにより収益を獲得するべく事業活動を行っております。また、開発品によっては開発・販売に関して他の製薬企業と提携契約を締結し、早期に収益化を図ることも想定しております。

しかしながら、これらのパイプラインが製品として上市するまでには相当の時間を要すると予想され、また、製品として上市される、或いは他の製薬企業と提携契約を締結できる保証はありません。

なお、当社は、現時点で想定している適応疾患の選定や提携手法・マーケティング手法等について、既承認の医薬品の市場規模やマーケティング実績等をもとに十分に将来の採算性を見込めるものと判断しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生し当社がその変化に迅速に対応できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社が参画する医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及び薬事行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けており、当社は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しております。

しかしながら、当社が開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 医薬品業界の競合関係について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当社と比較して優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。

従って、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 副作用に関するリスクについて

医薬品は、臨床試験段階から市販後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、賠償問題の発生や、状況次第では臨床試験の遅れ、開発・販売中止に至るリスクを伴います。賠償問題に関しては、当社は必要な損害保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応しておりますが、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できません。

以上の結果、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製造物責任について

医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが伴います。当社は将来、開発したいいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な事項が発見された場合には、製造物責任を負い、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の事業遂行上のリスク

(1) 当社のビジネスモデルについて

当社は自社で研究設備は保有せず、がん、血液、自己免疫疾患領域における希少疾病分野を中心に、主にヒトでPOCが確立された開発候補品を製薬企業、バイオベンチャー企業等より導入し、これらを日本並びにアジア諸国（中国、韓国、台湾及びシンガポール等）で医薬品として開発・販売することにより収益化を図るビジネスモデルを採用しています。また、パイプラインの開発・販売においては、他の製薬企業と提携することも計画しています。

しかしながら、これらの条件を満たす開発候補品を継続的に導入し、かつ、提携先企業を確保できる保証はありません。また、導入候補品については主に希少疾病分野を対象としていることから、当社が期待する売上高が確保できない可能性もあります。このような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加えて、医薬品業界の競争環境や、当社の財政状態等の変化に伴い、今後、当社のビジネスモデルの変更を余儀なくされる可能性があります。その場合、当社の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存度について

当社は生産設備を持たない創薬ベンチャー企業であるため、開発品の臨床試験並びに上市後の販売においては他社より製品の供給を受けることとなります。この場合、製品供給元の財政状態、生産状況などによっては、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、パイプラインの開発・販売については、現時点では製薬企業との提携に重点を置いた事業計画を有しております。しかしながら、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、当初計画通り事業が進捗しない可能性があります。また、契約書に定められた契約解除事項に抵触した場合等には、期間満了前に終了する可能性もあります。その場合には当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、一般に当社のような創薬ベンチャー企業の提携においては、製品上市前の収益として、「契約一時金」「開発協力金」「マイルストーン」を見込むものとなりますが、このうちマイルストーンは所定の成果達成に基づく収益であることからきわめて不安定で予測の困難な収益であり、開発の進捗に遅延等が発生した場合には当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権に関するリスクについて

当社は医薬品の開発活動において様々な知的所有権を使用しておりますが、これらは基本的に製薬企業、バイオベンチャー企業等より使用許諾を受けた権利であります。しかしながら、当社が導入する開発候補品について、導入元企業における出願中の特許が登録に至らない可能性があります。また、当社が使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性を完全に回避することは困難であり、こうした結果、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が導入する開発候補品は、必ずしも特許で保護されているとは限りません。

(4) 情報管理について

当社パイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、S A Bメンバー、外注委託先、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、S A Bメンバー、外注委託先、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な契約に関する事項

「5 経営上の重要な契約等」に記載しております当社の事業展開上重要と考えられる契約につき、将来、期間満了、解除その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3. 組織に関するリスク

(1) 社歴が浅いことについて

当社は、平成17年3月に設立された、社歴の浅い企業であります。また当社は、創業時より開発候補品の導入活動を開始し、ゼロベースから医薬品開発事業を立ち上げた経緯もあり、現時点では製品売上による収益はありません。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは現状においては困難であると思われれます。従って、今後当社が成長を続けられるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(2) 小規模組織であることについて

当社の研究開発活動については、業務受託企業（CRO等）を活用することにより、比較的少人数による開発体制を敷いておりますが、今後の既存パイプラインの開発推進及び新規開発候補品のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

しかしながら、何らかの理由により業務受託企業との関係が解消された場合や、計画通りの人員の確保が出来ない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存度について

当社の代表取締役社長の吉田文紀は、当社創業者として、創業当時より経営全般にわたる事業の推進者として中心的な役割を担ってまいりました。加えて、同氏が過去培ってきた人脈から入手する開発候補品の情報等は、現在も当社の事業活動上重要な要素を占めております。このように、当社の同氏への依存度は高く、何らかの理由により、同氏の業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 科学的諮問委員会（SAB）について

当社は、新規開発候補品の導入評価に関する社長の諮問機関として、科学的諮問委員会（SAB）を組成し、優れた実績と経験を有すると判断する臨床医や基礎科学者を招聘しています。この科学的諮問委員会（SAB）は、毎年2～3回開催され、世界中から集まる膨大な新薬候補品について、医療ニーズの高さや収益性などの観点も踏まえ、リスクバランスのとれたポートフォリオを構築するために、それぞれの専門の立場から活発に意見交換や議論を行っています。

当社は、今後も優秀なSABメンバーの確保に努めてまいりますが、現在のメンバーとの間の契約が解除、期間満了、更新拒絶その他の理由で終了するなど、何らかの理由によりメンバーの確保が困難となった場合や、メンバーの流出が生じた場合には、当社の開発候補品導入の推進に影響を及ぼす可能性があります。

4. 経営成績の推移について

(1) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
事業収益（千円）			
営業損失（千円）	423,233	707,953	1,331,474
経常損失（千円）	431,443	710,284	1,323,704

当社の現在までの売上高は、提携契約に基づく収益（契約一時金、マイルストーン収入等）のみであり、製品の売上による売上高は未だ計上しておりません。

また、現在まで、研究開発費やその他一般管理費の合計が収益を上回り、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。

このため、過年度の財務経営指標は期間業績比較を行うための材料としては不十分であると考えられ、今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

(2) 研究開発費の増加予測について

当社の過去3期間の研究開発費の推移は以下のとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
研究開発費（千円）	321,589	367,309	874,275

当社は、今後さらに研究開発活動を推進する計画であり、研究開発費は今後も増加し、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。今後、SyB L-0501の承認取得と追加適応拡大による製品販売収入の増大、並びに製薬企業等との提携に基づき発生する収入等により、経営成績の早期改善を図ってまいります。当社の想定どおりに早期改善が実現する保証はありません。

(3) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、創薬ベンチャー企業であり、臨床段階にある開発品が上市し、製品販売収入並びにロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第1期から第4期中間期まで当期（中間）純損失を計上しており、当中間期末には3,169,041千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインの開発を計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(4) 資金繰りについて

当社は創薬ベンチャー企業として多額の研究開発資金を必要とします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、戦略提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法による資金確保に努めますが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

(5) 税務上の繰越欠損金について

当社には現在、税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておらず、今後も数期間はこの状態が続くものと想定しております。

しかしながら、将来事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして想定よりも早期に繰越欠損金が解消され、これによる課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益若しくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替相場の変動に関するリスクについて

当社が締結するパイプラインのライセンス契約に基づく契約金、マイルストーン、ロイヤリティの受取および支払いや、製品の販売にかかる受取及び仕入れにかかる支払いは、契約上、外貨建てとなる場合がありますが、為替相場の変動により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. その他のリスク

(1) 株主還元政策について

当社は創業以来配当を実施しておりません。当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

(2) 資金調達について

急速な事業規模の拡大に伴い、開発費用の需要増加が予想されることから、株式発行等による資金調達を実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(3) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び旧商法第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株引受権を取締役及び従業員に、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与しました。

本書提出日現在における新株予約権等の目的となる株式数（以下「潜在株式数」といいます）は合計14,465株となり、発行済株式数及び潜在株式数の合計の19.8%を占めております。

これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 技術導入等

SyB L-0501

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	アステラス ファーマ GmbH社（独国）
契約締結日	平成17年12月2日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

契約書名	LICENSE AGREEMENT II
契約書相手方名	アステラス ファーマ GmbH社（独国）
契約締結日	平成19年3月29日
契約期間	最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	アペーレ・ファーマシューティカル社（米国）
契約締結日	平成19年3月13日
契約期間	各国、最初の製品の販売から10年またはアペーレ社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB 0702

契約書名	業務提携基本契約書
契約書相手方名	前田 浩（日本）
契約締結日	平成19年8月28日
契約期間	最初の製品の販売から10年または、製品に関する全て特許権の有効期間満了まで
主な契約内容	当社は、全世界におけるSyB 0702の商業化（医薬品開発・製造・販売）に関する独占的実施権（再実施許諾権付）の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払うと共に、新株予約権を割り当てる。

(2) 技術導出等

SyB L-0501

契約書名	SUBLICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	<p>当社は、イノファーマックス社に、台湾におけるSyB L-0501の独占的開発権および独占的販売権を許諾する。</p> <p>上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。</p>

契約書名	ベンダムスチン事業提携契約書
契約書相手方名	エーザイ株式会社（日本）
契約締結日	平成20年8月18日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	<p>当社は、エーザイに対し、日本におけるSyB L-0501の共同開発権および独占的販売権を許諾する。</p> <p>上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。</p> <p>SyB L-0501に関わる開発費用は、当社とエーザイでそれぞれ折半する（但し、再発・難治性低悪性度非ホジキンリンパ腫に関わる開発経費については、当社が100%負担する）。</p>

SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアベレ社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	<p>当社は、イノファーマックス社に対し、台湾におけるSyB D-0701の独占的開発権および独占的販売権を許諾する。</p> <p>上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。</p>

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	ユハンヤンヘン社（韓国）
契約締結日	平成20年3月24日
契約期間	最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアベレ・ファーマシューティカル社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	<p>当社は、ユハンヤンヘン社に対し、韓国におけるSyB D-0701の独占的開発権および独占的販売権を許諾する。</p> <p>上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。</p>

6【研究開発活動】

第3期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、開発の難度が高く、また大手製薬企業が事業効率面、採算面から手を出しにくいために開発が遅れている空白の治療領域に焦点を当て、中でも高い専門性が求められ難易度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化し、医薬品の研究開発活動を行なっております。

当社は、新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発を行い、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うという企業使命を果たしてまいります。

当事業年度における研究開発費の総額は874,275千円となりましたが、研究開発体制並びに開発品の状況は以下の通りであります。

(1)研究開発体制

当社は研究所を保有せず、開発候補品を他のバイオベンチャー企業や製薬企業等から導入することにより、新薬開発を行っております。開発候補化合物は、主にヒトでPOCが確立され、前臨床試験データ、臨床試験データがある化合物を対象とすることにより、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発開始から承認取得までの期間を短縮することが可能となります。

これらの開発候補化合物の探索は、当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用し、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行い、その後、SABにおいて、第一線でこの分野における治療の研究に携わる経験豊富な社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。当社はSABを年2～3回開催し、研究開発全般に関する議論・情報交換を活発に行っております。

開発候補品の導入後は、社内の経験を有した開発スタッフが、短期間で製造販売承認を取得するための開発戦略策定とその実行等の付加価値の高い業務に専念し、その他の定型的な開発業務はCRO等のアウトソーシング先に委託しております。

なお、当社の研究開発人員数は、平成19年12月末現在25名（取締役を除く）となっております。今後、パイプラインの開発の進捗に伴い、必要に応じて開発人員の拡充を図ってまいります。

(2)開発品の状況

開発品の状況の詳細は、『第2 事業の状況 1 業績等の概要（1）業績』に記載の通りであります。

第4期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、開発の難度が高く、また大手製薬企業が事業効率面、採算面から手を出しにくいために開発が遅れている、空白の治療領域に焦点を当て、中でも高い専門性が求められ難易度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化し、医薬品の研究開発活動を行なっております。

当社は、新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発を行い、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うという企業使命を果たしてまいります。

当中間会計期間における研究開発費の総額は428,951千円となりましたが、研究開発体制並びに開発品の状況は以下の通りであります。

(1)研究開発体制

当社は研究所を保有せず、開発候補品を他のバイオベンチャー企業や製薬企業等から導入することにより、新薬開発を行っております。開発候補化合物は、主にヒトでPOCが確立され、前臨床試験データ、臨床試験データがある化合物を対象とすることにより、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発開始から承認取得までの期間を短縮することが可能となります。

これらの開発候補化合物の探索は、当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用し、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行い、その後、SABにおいて、第一線でこの分野における治療の研究に携わる経験豊富な社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。当社はSABを年2～3回開催し、研究開発全般に関する議論・情報交換を活発に行っております。

開発候補品の導入後は、社内の経験を有した開発スタッフが、短期間で製造販売承認を取得するための開発戦略策定とその実行等の付加価値の高い業務に専念し、その他の定型的な開発業務はCRO等のアウトソーシング先に委託しております。

なお、当社の研究開発人員数は、平成20年6月末現在27名（取締役を除く）おります。今後、パイプラインの開発の進捗に伴い、必要に応じて開発人員の拡充を図ってまいります。

(2)開発品の状況

開発品の状況の詳細は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当事業年度の財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。また、現在の当社の財政状態と経営成績に大きな影響を及ぼす研究開発費および契約一時金について記載しております。

なお、文中における将来の関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第3期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ1,158,133千円減少し、792,145千円となりました。流動資産は759,976千円と前事業年度末に比べ1,157,481千円減少しており、そのうち現金及び預金が430,144千円、有価証券が698,634千円減少いたしました。固定資産は、651千円減少いたしました。

負債の部については、未払金が69,412千円増加したこと等により、流動負債が前事業年度末に比べ68,147千円増加し、124,537千円となりました。

純資産の部については、当期純損失1,325,994千円、第三者割当による新株の発行99,900千円等により、前事業年度末に比べ1,226,281千円減少し、667,608千円となりました。この結果、自己資本比率は84.3%と前事業年度末に比べ12.8ポイント減少いたしました。

第4期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて2,400千円減少し、789,744千円となりました。流動資産のうち現金及び預金が40,709千円、前払費用が59,794千円増加し、有価証券が99,891千円減少いたしました。固定資産は、8,887千円増加いたしました。

一方、流動負債のうち、未払金が53,017千円、前受金が24,702千円それぞれ増加いたしました。

純資産は、第三者割当増資により資本金及び資本準備金が各309,000千円増加した一方、中間純損失699,656千円の計上により前事業年度末に比べて81,649千円減少し、585,958千円となりました。

(2) 経営成績の分析

第3期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

営業収益を計上する取引の発生は無かったため、売上高はありませんでした。また、SyB D-0701およびSyB L-0501の契約一時金の発生や、SyB L-0501の第 相および第 相臨床試験費用、SyB D-0701の前臨床試験費用および第 相臨床試験費用、人員増強による人件費の増加等により、営業損失は1,331,474千円（前年同期は営業損失707,953千円）、経常損失は1,323,704千円（前年同期は経常損失710,284千円）、当期純損失は1,325,994千円（前年同期は当期純損失711,234千円）となりました。

第4期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

「SyB L-0501」および「SyB D-0702」のアジア地域における開発権および販売権に関する契約締結による収入により、売上高は30,029千円となりました。一方、SyB L-0501の第 相臨床試験費用を中心とした研究開発費428,951千円等があった結果、営業損失は633,344千円となりました。さらに資金調達に係るファイナンシャル・アドバイザー・フィー61,800千円、株式交付費2,168千円ならびに円高の影響による為替差損2,780千円を計上したこと等により、経常損失は697,455千円、中間純損失は699,656千円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

第3期事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失1,323,704千円（前年同期は税引前当期純損失710,284千円）等による営業活動による資金の減少、有価証券の償還等による投資活動による資金の増加、第三者割当による新株発行による財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ330,252千円減少し当事業年度末には721,206千円（前年同期比31.4%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前当期純損失1,323,704千円等による資金の減少があった一方、前払費用の減少40,391千円、未払金の増加70,411千円等の増加要因があり、1,224,976千円（前年同期は970,082千円の使用）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、有価証券の償還による収入800,000千円、有形固定資産の取得による支出3,550千円、無形固定資産の取得による支出1,189千円等により、795,269千円（前年同期は819,309千円の使用）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、新株の発行による収入等により99,370千円（前年同期比94.9%減）となりました。

第4期中間会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純損失698,511千円等による営業活動による資金の減少、投資その他の資産の取得による支出等による投資活動による資金の減少、第三者割当による新株発行による財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ59,182千円減少し当中間会計期間末には662,024千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前中間純損失698,511千円、前払費用の増加59,794千円等による資金の減少があった一方、未収消費税等の減少10,952千円、未払金の増加47,093千円、前受金の増加24,702千円等の増加要因があり、665,249千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、投資その他の資産の取得による支出5,345千円等により、5,071千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、株式の発行による収入618,000千円等により、615,832千円となりました。

(4) 経営成績に重要な営業を与える要因について

当社は、特に以下における事項が財務諸表作成において、特に重要な影響を及ぼすと考えております。

提携による収益について

当社が現在提携する製薬企業との実施許諾契約並びに共同開発及び共同販売契約においては、契約一時金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティ等といった対価を受け入れる契約形態が採用されております。これは、当社単独での医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いことから、研究開発費及びリスクを提携先と共同で負担することにより当社の負担を軽減することを目的としており、今後締結する契約においても同様の形態を想定しています。

当社が現在実施許諾契約並びに共同開発及び共同販売契約を締結する相手先からは、各相手先との契約に基づき、既に契約一時金及びマイルストーンの一部について収益として受け入れております。

研究開発費について

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、がん・血液・自己免疫疾患を中心に、空白の治療領域を埋める新薬の開発・提供を行うことであり、当社の研究開発活動は開発本部を中心に実施しております。

また、第3期事業年度における研究開発費の総額は874,275千円と、販売費及び一般管理費の65.7%を占めており、今後高水準の研究開発費が発生するものと予測しております。

(5) 資金の財源および資金の流動性について

当社は、新規パイプラインの導入と、その開発に対し積極的に資金投下を行っておりますが、当社は創業間もないベンチャー企業であり、また販売可能な製品を有していないことから、この資金は、主に第三者割当により調達を行っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

当事業年度の設備投資の主なものは、サーバールーム等の社内インフラの整備（2,439千円）等であり、総額3,741千円であります。なお、設備投資資金は自己資金により調達いたしました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当中間会計期間の設備投資の主なものは、社内会議室のパーティション新設工事（2,214千円）及びPBX等社内電話システム増強等の社内インフラ整備（2,670千円）等であり、総額5,923千円であります。なお、設備投資資金は自己資金により調達いたしました。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年12月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）
		建物 （千円）	工具、器具 及び備品 （千円）	ソフトウェア （千円）	合計 （千円）	
本社 （東京都港区）	事務所	1,412	7,176	3,880	12,469	42 (3)

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3．リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 （年）	年間リース料 （千円）	リース契約残高 （千円）
OA機器 （所有権移転外ファイナンス・リース）	一式	4～5	4,165	9,678
ソフトウェア （所有権移転外ファイナンス・リース）	一式	5	4,897	15,290

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成20年6月30日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）
		建物 （千円）	工具、器具 及び備品 （千円）	ソフトウェア （千円）	合計 （千円）	
本社 （東京都港区）	事務所	3,518	9,441	3,361	16,321	41 (3)

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3．リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
OA機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4 ~ 5	2,138	7,751
ソフトウェア (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	2,448	13,072

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等(平成21年2月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等(平成21年2月28日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数 （株） （平成21年3月2日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	58,613	58,613	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。当社は単元株制度は採用しておりません。
計	58,613	58,613		

（注）普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月20日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成20年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年2月28日）
新株予約権の数（個）（注）1	3,730	3,610
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	3,730	3,610
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$（調整後株式数）＝（調整前株式数）×（分割・併合の比率）$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成17年6月22日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	20	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月23日 至平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3．行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成17年6月20日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成20年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年2月28日）
新株予約権の数（個）（注）1	100	0
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	100	0
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3．行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換

もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年12月2日 至平成27年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式

により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,045	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,045	845
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成27年9月1日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3．行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年3月31日定時株主総会決議(第6回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	130	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	130	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月19日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するとき(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が

決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する

「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,745	1,560
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,745	1,560
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	270	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	270	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年12月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成20年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年2月28日）
新株予約権の数（個）（注）1	620	540
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	620	540
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	310	255
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	310	255
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成20年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年2月28日）
新株予約権の数（個）（注）1	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	300	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月3日 至平成29年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年12月1日臨時株主総会決議(第12回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	820	730
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	820	730
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成20年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年2月28日）
新株予約権の数（個）（注）1	1,400	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	1,400	1,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	2,070	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	2,070	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	120,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	2,045	1,935
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	2,045	1,935
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	120,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

平成20年9月30日臨時株主総会決議(第16回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)(注)1	850	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	850	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	120,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年3月25日 (注)1	30,000	30,000	30,000	30,000		
平成17年6月24日 (注)2	605	30,605	15,125	45,125	15,125	15,125
平成17年8月12日 (注)3	4,000	34,605	200,000	245,125	200,000	215,125
平成17年9月16日 (注)4	3,000	37,605	150,000	395,125	150,000	365,125
平成17年9月30日 (注)5	1,500	39,105	75,000	470,125	75,000	440,125
平成17年10月14日 (注)6	1,500	40,605	75,000	545,125	75,000	515,125
平成17年12月16日 (注)7	45	40,650	2,250	547,375	2,250	517,375
平成18年2月15日 (注)8	49	40,699	2,450	549,825	2,450	519,825
平成18年5月25日 (注)9	35	40,734	1,750	551,575	1,750	521,575
平成18年6月27日 (注)10	670	41,404	50,250	601,825	50,250	571,825
平成18年6月28日 (注)11	6,670	48,074	500,250	1,102,075	500,250	1,072,075
平成18年7月28日 (注)12	3,750	51,824	281,250	1,383,325	281,250	1,353,325
平成18年8月31日 (注)13	1,370	53,194	102,750	1,486,075	102,750	1,456,075
平成18年9月29日 (注)14	300	53,494	22,500	1,508,575	22,500	1,478,575
平成18年12月28日 (注)15	333	53,827	24,975	1,533,550	24,975	1,503,550
平成19年11月2日 (注)16	666	54,493	49,950	1,583,500	49,950	1,553,500
平成20年4月3日 (注)17	4,120	58,613	309,000	1,892,500	309,000	1,862,500

(注)1. 設立

普通株式

発行価格 1,000円

資本組入額 1,000円

2. 有償第三者割当

A種株式

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先: 吉田文紀、木村薫、車勇、他4名

なお、A種株式は、平成18年5月1日をもって発行済みの全てについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で
転換しております。

3. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合、株式会社医学生物学研究所、SBIホールディングス株式会社、
他3名

4. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)、他4名

5. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：イーピーエス株式会社

6. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：東京中小企業投資育成株式会社、東京投資育成4号投資事業有限責任組合、他2名

7. 有償第三者割当

A種株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：工藤郁哉、吉田隆男、他2名

なお、A種株式は、平成18年5月1日をもって発行済みの全てについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で
転換しております。

8. 有償第三者割当

A種株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：中森省吾、吉田隆男、関善樹、他4名

なお、A種株式は、平成18年5月1日をもって発行済みの全てについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で
転換しております。

9. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：片岡良友、高木隆、他1名

10. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：東京中小企業投資育成株式会社

11. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、他3名

12. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合、早稲田1号投資事業有限責任組合、他4名

13. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、他5名

14. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：みずほキャピタル株式会社、みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合

15. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：JVC1号投資事業有限責任組合、株式会社バリュークリエーション(現 エイチ・エス・アシスト株式会社)

16. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：株式会社医学生物学研究所

17. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：セファロン インク

(5)【所有者別状況】

平成21年3月2日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				31	2		18	51	
所有株式数 (株)				23,459	4,420		30,734	58,613	
所有株式数 の割合 (%)				40.02	7.54		52.44	100.00	

(6)【大株主の状況】

平成21年3月2日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
吉田文紀	東京都渋谷区	30,300	51.70
ジャフコV2共有投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8-2	5,260	8.97
Cephalon, INC. セファロン インク (常任代理人 前川 政彦)	41 MOORES ROAD FRAZER, PENNSYLVANIA 19355, USA (滋賀県大津市)	4,120	7.03
TNPオンザロード1号投資事 業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6-1	2,540	4.33
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目5-1	2,000	3.41
イーピーエス株式会社	東京都文京区後楽二丁目3-19	1,700	2.90
株式会社医学生物学研究所	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5-10	1,666	2.84
早稲田1号投資事業有限責任 組合	東京都新宿区喜久井町65番地	1,340	2.29
東京中小企業投資育成株式会 社	東京都渋谷区渋谷三丁目29-22	1,170	2.00
SBIホールディングス株式会 社	東京都港区六本木一丁目6-1	1,000	1.71
計		51,096	87.18

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月2日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式58,613	58,613	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	58,613		
総株主の議決権		58,613	

【自己株式等】

平成21年3月2日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

（８）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成17年6月20日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 6 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

平成17年6月22日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

平成17年6月20日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）1	A種株式
株式の数（株）（注）2	100株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- （注）1．平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。
- 2．本決議によって発行された新株予約権は、平成21年1月22日に消却を行ったことから、本書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。

平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- （注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 16 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

平成18年3月31日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 3 社外協力者 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 2 当社従業員 16 社外協力者 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 33 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 40
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成20年9月30日臨時株主総会決議（第16回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は創業以来配当を実施していません。

当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいる所存です。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。また、期末配当・中間配当のほか、「基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	社長執行役員 (CEO)	吉田 文紀	昭和24年1月19日生	昭和55年1月 日本バイオラッドラボラ トリーズ株式会社設立 代表取締役社長 平成3年7月 日本シンテックス株式会 社 代表取締役社長 平成5年5月 アムジェン株式会社 代表 取締役社長 米国アムジェン社 副社 長 平成17年3月 当社設立 代表取締役社長 兼CEO（現任）	(注) 1	30,300
取締役	常務執行役員開 発本部長	尾川 修	昭和24年1月15日生	平成15年2月 ヤンセンファーマ株式会 社 開発企画部長 平成18年7月 同社 開発企画部長兼総括 製造販売責任者 平成19年4月 当社 執行役員事業開発本 部長 平成19年7月 当社 常務執行役員 (COO) 平成19年12月 当社 取締役兼常務執行役 員(COO) 平成20年4月 当社 取締役兼常務執行役 員開発本部長兼安全性情 報部長（現任）	(注) 1	-
取締役	執行役員管理本 部長兼経営企画 室長	松田 憲明	昭和35年9月28日	平成10年4月 株式会社あさひ銀行ロン ドン支店 副支店長 平成13年1月 フューチャーシステムコ ンサルティング株式会社 ディレクター 平成14年5月 日本ライトン株式会社 管 理本部長 平成16年3月 同社 取締役管理本部長 平成18年3月 同社 常務取締役管理本部 長 平成20年7月 当社 経営企画室長 平成20年9月 当社 取締役兼執行役員管 理本部長兼経営企画室長 (現任)	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	松田 修一	昭和18年10月1日生	平成3年4月 早稲田大学アジア太平洋 研究センター教授 平成10年4月 早稲田大学ビジネス スクール・経営大学院(国 際経営学専攻)教授 平成16年4月 早稲田大学ビジネス スクール・専門職大学院 (MOT担当)教授 平成17年3月 当社 取締役(現任) 平成17年12月 ウエルインベストメント 株式会社取締役会長(現 任) 平成19年4月 早稲田大学ビジネス スクール・商学研究科ビジ ネス専攻(現任)	(注) 1	-
取締役	-	Lowell Sears	昭和26年2月27日生	昭和61年8月 米国アムジェン社 財務部 長兼企画部長 昭和63年10月 同社 最高財務責任者兼ア ジア太平洋地域担当上級 副社長 平成6年4月 シアーズ・キャピタル・ マネジメント・インク 会長兼最高経営責任者 (現任) 平成17年9月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	後藤 雅彦	昭和18年4月2日生	平成9年7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI) 監査室長 平成14年6月 株式会社マリコンユニテッド(現 株式会社アイ・エイチ・アイ マリコンユニテッド) 常勤監査役 平成18年3月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	一條 實昭	昭和20年8月6日生	昭和48年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 昭和57年1月 同事務所 パートナー(現任) 平成18年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	島崎 主税	昭和32年10月14日生	昭和56年11月 監査法人朝日会計社(現 あずさ監査法人)入社 昭和63年2月 公認会計士島崎事務所開設(現在に至る) 平成17年4月 高千穂大学院兼任講師 平成19年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
計						30,300

- (注) 1. 取締役の任期は、平成19年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成17年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役松田修一及びLowell Searsは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役後藤雅彦、一條實昭及び島崎主税は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部門に於ける業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、上記の執行役員を兼務する取締役3名を除く2名は次のとおりであります。
- 執行役員 内部監査室長 佐々木 長八
- 執行役員 CSO(Chief Scientific Officer) 兼前臨床開発/探索・評価部長 鈴木 昭

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

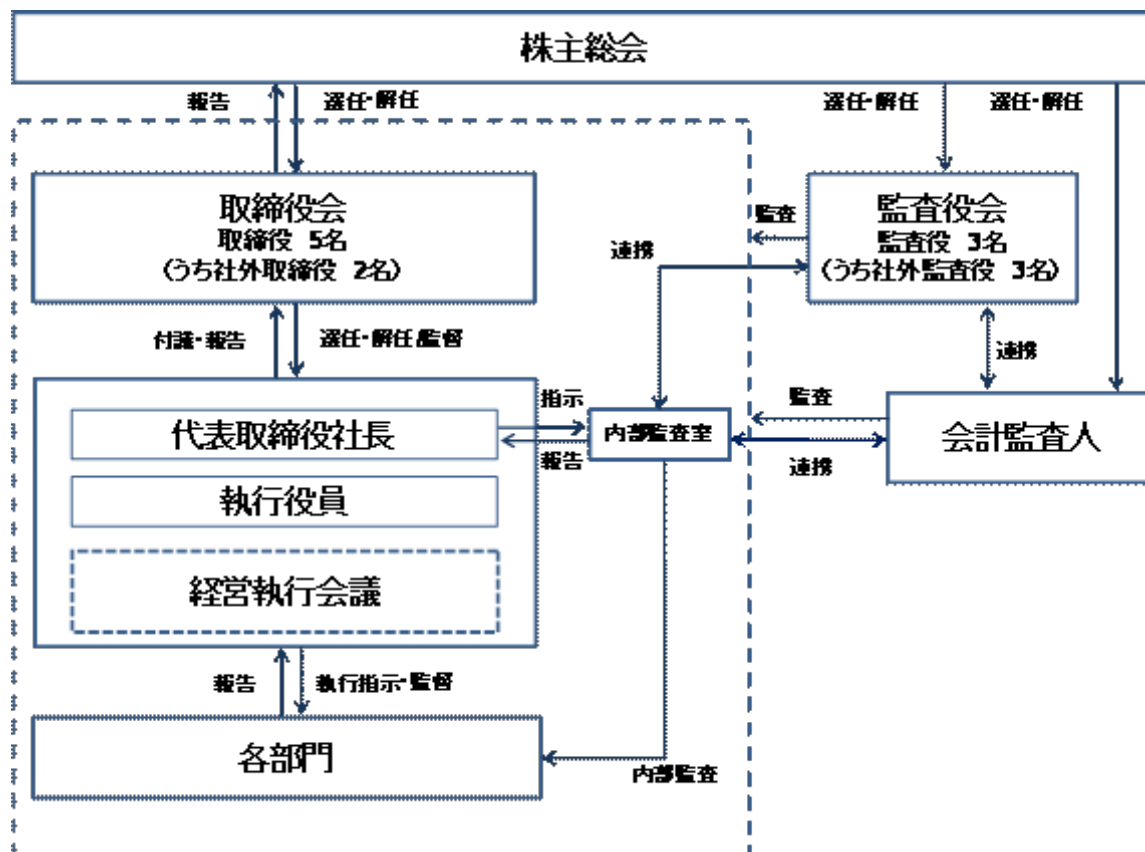
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、共創・共生の「志」に基づいて創業をいたしました。患者さんを中心にして、科学者・医師・行政・株主が支えあう関係こそが当社が目指す理念であり、負うべき使命であります。この理念を追求することこそが当社の企業価値を向上させるとの認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めております。

会社の機関の内容

当社は、会社法に規定している取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の内部統制システムの概要図は以下の通りです。



取締役会の状況

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の経営に関する重要な意思決定並びに法令で定められた事項の決定を行っております。

取締役会は月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役は活発に質問するとともに、各々の専門的な立場から積極的に提言を行っております。

なお、当社では、意思決定と業務執行の迅速化を図るために、経営の重要な意思決定・業務執行の監督機能と、業務執行機能を区分し、前者を取締役会が、後者を執行役員が担っております。

監査役会及び監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担等に従い、取締役会やその他の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役の職務の執行状況を監査しています。監査役会は、定期的に月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役会は、3名（全員が社外監査役）で構成されており、うち1名は常勤監査役です。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監査機能を強化しております。

経営執行会議

経営戦略および経営上の重要な案件については、月2回開催される経営執行会議において討議を行うことにより、事業の円滑な運営に努めております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の内部監査室（1名）を設置しており、専任の内部監査室長を選任しております。内部監査室長は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき監査を実施しております。各部門の監査結果及び改善措置については、内部監査室長から代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し指摘・改善提案を行い、改善状況を継続的に確認しております。

更に当社は、開発本部に薬事監査室を設置しており、専任の薬事監査室長を選任しており、内部監査室は、薬事監査室から報告を受け、薬事監査を含めた会社全体の内部監査業務を担っております。

会計監査の状況

当社は株主総会で選任された新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数、ならびに監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	古川 康信	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	鈴木 真一郎	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております

b. 監査業務における補助者

公認会計士 2名 その他 10名

監査役及び内部監査、並びに会計監査人の連携

監査役及び内部監査室長、並びに会計監査人は、其々が独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

当社監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画および監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

当社監査役は、内部監査室長より、各事業年度の内部監査計画および内部監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

内部統制システムの整備の状況等

当社の内部統制システムといたしましては、コーポレート・ガバナンスの健全性を保つため、基本方針を以下のように定め、各職務を執行しております。

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、企業行動憲章を代表取締役社長が、繰返しその精神の遵守を取締役、監査役および使用人（契約社員、派遣社員、業務委託社員を含む）に求めることにより、法令遵守および倫理維持（「コンプライアンス」）をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ・ 当社は、管理部門担当役員を委員長とし、本部長または関係部署長を委員とするコンプライアンス委員会が中心になってコンプライアンスを推進しています。
- ・ 当社は、社外に常設のコンプライアンス・ホットラインを通して、不正行為の早期発見と是正に努めています。また、社内にも全てのコンプライアンス問題に関する通報窓口を通して、社員等からの相談を受ける体制を構築しています。
- ・ 社長直属の内部監査室は、経営の品質保証のため、内部統制の整備および運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、およびコンプライアンスの観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行っています。
- ・ 当社は、良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行います。更に当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し毅然として対決します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 当社は、人事総務部長を文書取扱の統轄管理責任者とし、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係わる情報を含む重要な文書等は、法令および「文書管理規程」等に基づき、適切に保存および管理しています。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、リスク管理に関する基本方針と関連規程に基づき、リスク管理を行っています。平時には管理部門担当役員を委員長とする常設のリスクマネジメント委員会において、組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的な対応を行っています。また、緊急事態には代表取締役社長を対策本部長とし、対策本部を設置して、緊急事態に対応する方針です。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役および社員は、「取締役会規則」および「決裁規程」等に基づく適正な意思決定ルールに従い、職務を執行しています。
- ・ 当社は、代表取締役社長の的確な判断を補佐するため、「経営執行会議規程」に基づき、経営執行会議を定期的に開催しています。
- ・ 当社は、長期経営計画を策定し、事業を展開しております。また、年度ごとの事業計画に数値目標を含め、業績評価と予算管理を行い、その達成状況を、毎月取締役会に報告しています。

(e)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・ 当社は、監査役を補助すべき使用人はおりませんが、監査役は、必要に応じて監査担当者の任命を代表取締役社長に要請することができるものとし、代表取締役社長は、その要請を受けた場合には、必要な範囲内で監査担当者を任命します。
- ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けません。
- ・ 監査役による各業務執行取締役および重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けます。
- ・ 取締役および執行役員は、当社に著しい損害、若しくは影響を及ぼす事実を発見した場合、速やかに監査役に報告します。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するため取締役会の他、経営執行会議その他の重要会議に出席することができます。
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で意見交換会を開催しています。

役員報酬の内容

取締役及び監査役の年間報酬総額

取締役 5名 66,834千円（うち社外取締役2名 5,065千円）

監査役 3名 13,466千円（うち社外監査役3名 13,466千円）

社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

取締役松田修一は、当社株式を保有する投資事業有限責任組合を運営するウエルインベストメント株式会社の取締役会長であります。松田修一宛の新株予約権420個を除く他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。取締役Lowell Sears宛の新株予約権670個の付与を除く他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役と当社の間には、監査役後藤雅彦宛の新株予約権210個の付与を除く他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、取締役会の決議により取締役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

監査役責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、取締役会の決議により監査役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

取締役の定数・取締役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、取締役の定数につき、10名以内とする旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

監査役の定数・取締役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、監査役の定数につき、3名以内とする旨を定款に定めています。

また、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

監査役の解任決議については、会社法と異なる別段の定めはありません。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(2)【監査報酬の内容】

当事業年度における監査法人に対する報酬は次のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

11,000千円

その他報酬はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2期事業年度（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第3期事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期事業年度（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金			1,051,459		621,315
2.有価証券			798,526		99,891
3.前払費用			54,083		13,691
4.未収消費税等					23,689
5.その他			13,389		1,387
流動資産合計			1,917,458	98.3	759,976
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物		4,960		4,960	
減価償却累計額		1,459	3,501	3,548	1,412
(2)工具、器具及び備品		6,486		9,038	
減価償却累計額		532	5,953	1,861	7,176
有形固定資産合計			9,455	0.5	8,588
2.無形固定資産					
ソフトウェア			3,655		3,880
無形固定資産合計			3,655	0.2	3,880
3.投資その他の資産					
敷金及び保証金			19,710		19,700
投資その他の資産合計			19,710	1.0	19,700
固定資産合計			32,820	1.7	32,169
資産合計			1,950,279	100.0	792,145

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払金		42,454		111,866	
2. 未払法人税等		5,846		5,213	
3. 繰延税金負債		123			
4. その他		7,964		7,456	
流動負債合計		56,389	2.9	124,537	15.7
負債合計		56,389	2.9	124,537	15.7
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		1,533,550	78.6	1,583,500	199.9
2. 資本剰余金					
資本準備金		1,503,550		1,553,500	
資本剰余金合計		1,503,550	77.1	1,553,500	196.1
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,143,390		2,469,385	
利益剰余金合計		1,143,390	58.6	2,469,385	311.7
株主資本合計		1,893,709	97.1	667,614	84.3
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		179	0.0	6	0.0
評価・換算差額等合計		179	0.0	6	0.0
純資産合計		1,893,889	97.1	667,608	84.3
負債純資産合計		1,950,279	100.0	792,145	100.0

中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金及び預金		662,024	
2. 前払費用		73,486	
3. その他	2	13,177	
流動資産合計			748,687 94.8
固定資産			
1. 有形固定資産	1		
(1) 建物		3,518	
(2) 工具、器具及び備品		9,441	
有形固定資産合計		12,959	
2. 無形固定資産		3,361	
3. 投資その他の資産		24,735	
固定資産合計			41,057 5.2
資産合計			789,744 100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1.未払金		164,883	
2.未払法人税等		5,087	
3.前受金		24,702	
4.その他		7,585	
流動負債合計		202,259	25.6
固定負債			
退職給付引当金		1,527	
固定負債合計		1,527	0.2
負債合計		203,786	25.8
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金		1,892,500	239.6
2.資本剰余金			
資本準備金		1,862,500	
資本剰余金合計		1,862,500	235.8
3.利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		3,169,041	
利益剰余金合計		3,169,041	401.3
株主資本合計		585,958	74.2
純資産合計		585,958	74.2
負債純資産合計		789,744	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)		当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費	1、 2		707,953		1,331,474
営業損失			707,953		1,331,474
営業外収益					
1.受取利息		1,588		6,766	
2.有価証券利息		1,902		2,708	
3.為替差益		1,503			
4.違約金収入		1,142			
5.その他		38	6,175	1,108	10,583
営業外費用					
1.株式交付費		8,506		529	
2.為替差損			8,506	2,284	2,813
経常損失			710,284		1,323,704
特別利益					
保険金収入				15,000	15,000
特別損失					
弔慰金				15,000	15,000
税引前当期純損失			710,284		1,323,704
法人税、住民税及び事業 税		950	950	2,290	2,290
当期純損失			711,234		1,325,994

中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			30,029	100.0
売上原価				
売上総利益			30,029	100.0
販売費及び一般管理費	1		663,373	2,209.1
営業損失			633,344	2,109.1
営業外収益				
1. 受取利息		2,133		
2. 有価証券利息		451		
3. その他		79	2,664	8.9
営業外費用				
1. 支払手数料		61,800		
2. 株式交付費		2,168		
3. 為替差損		2,780		
4. その他		26	66,775	222.4
経常損失			697,455	2,322.6
特別損失				
1. 固定資産除却損		22		
2. 過年度退職給付費用		1,034	1,056	3.5
税引前中間純損失			698,511	2,326.1
法人税、住民税及び事業税		1,145	1,145	3.8
中間純損失			699,656	2,329.9

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高（千円）	547,375	517,375	517,375	432,156	432,156	632,593
事業年度中の変動額						
新株の発行	986,175	986,175	986,175			1,972,350
当期純損失（ ）				711,234	711,234	711,234
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）	986,175	986,175	986,175	711,234	711,234	1,261,115
平成18年12月31日残高（千円）	1,533,550	1,503,550	1,503,550	1,143,390	1,143,390	1,893,709

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成17年12月31日残高（千円）			632,593
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,972,350
当期純損失（ ）			711,234
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	179	179	179
事業年度中の変動額合計（千円）	179	179	1,261,295
平成18年12月31日残高（千円）	179	179	1,893,889

当事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成18年12月31日残高（千円）	1,533,550	1,503,550	1,503,550	1,143,390	1,143,390	1,893,709
事業年度中の変動額						
新株の発行	49,950	49,950	49,950			99,900
当期純損失（ ）				1,325,994	1,325,994	1,325,994
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）	49,950	49,950	49,950	1,325,994	1,325,994	1,226,094
平成19年12月31日残高（千円）	1,583,500	1,553,500	1,553,500	2,469,385	2,469,385	667,614

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年12月31日残高（千円）	179	179	1,893,889
事業年度中の変動額			
新株の発行			99,900
当期純損失（ ）			1,325,994
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	186	186	186
事業年度中の変動額合計（千円）	186	186	1,226,281
平成19年12月31日残高（千円）	6	6	667,608

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成19年12月31日残高（千円）	1,583,500	1,553,500	1,553,500	2,469,385	2,469,385	667,614
当中間会計期間中の変動額						
新株の発行	309,000	309,000	309,000			618,000
中間純損失（ ）				699,656	699,656	699,656
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額（純額）						
当中間会計期間中の変動額合計（千円）	309,000	309,000	309,000	699,656	699,656	81,656
平成20年6月30日残高（千円）	1,892,500	1,862,500	1,862,500	3,169,041	3,169,041	585,958

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年12月31日残高（千円）	6	6	667,608
当中間会計期間中の変動額			
新株の発行			618,000
中間純損失（ ）			699,656
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額（純額）	6	6	6
当中間会計期間中の変動額合計（千円）	6	6	81,649
平成20年6月30日残高（千円）			585,958

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失		710,284	1,323,704
減価償却費		2,089	4,383
受取利息		3,490	9,475
為替差益		7,067	90
株式交付費		8,506	529
前払費用の減少額(増加額)		52,413	40,391
未収消費税等の増加額		8,625	10,377
その他流動資産の減少額(増加額)		1,454	1,354
未払金の増加額(減少額)		210,898	70,411
その他流動負債の増加額(減少額)		10,025	2,481
小計		970,704	1,231,768
利息及び配当金の受取額		1,809	7,741
法人税等の支払額		1,187	950
営業活動によるキャッシュ・フロー		970,082	1,224,976
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		796,585	
有価証券の償還による収入			800,000
有形固定資産の取得による支出		7,901	3,550
無形固定資産の取得による支出		4,031	1,189
投資その他の資産の取得による支出		10,962	476
投資その他の資産の返還による収入		171	486
投資活動によるキャッシュ・フロー		819,309	795,269
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		1,972,350	99,900
株式の発行による支出		8,506	529
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,963,843	99,370

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
現金及び現金同等物に係る換算差額		7,067	84
現金及び現金同等物の増加額(減少額)		181,518	330,252
現金及び現金同等物の期首残高		869,940	1,051,459
現金及び現金同等物の期末残高		1,051,459	721,206

中間キャッシュ・フロー計算書

		当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失		698,511
減価償却費		2,049
その他償却費		35
退職給付引当金の増加額		1,527
固定資産除却損		22
受取利息		2,585
為替差損		4,699
株式交付費		2,168
前払費用の増加額		59,794
未収消費税等の減少額		10,952
その他流動資産の減少額		947
未払金の増加額		47,093
前受金の増加額		24,702
その他流動負債の増加額		672
小計		666,020
利息及び配当金の受取額		2,585
法人税等の支払額		1,815
営業活動によるキャッシュ・フロー		665,249
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資その他の資産の取得による支出		5,345
投資その他の資産の返還による収入		274
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,071

		当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		618,000
株式の発行による支出		2,168
財務活動によるキャッシュ・フロー		615,832
現金及び現金同等物に係る換算差額		4,693
現金及び現金同等物の減少額		59,182
現金及び現金同等物の期首残高		721,206
現金及び現金同等物の中間期末残高		662,024

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
	<p>当社は、3期連続して営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスが計上されているなどにより、当事業年度末の現金及び現金同等物は721,206千円となりました。当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する状況にあります。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、投資銀行（JPモルガン証券株式会社）とファイナンシャル・アドバイザー契約を結び、平成20年上半期中には以下のように必要資金の調達を完了するものと見込んでおります。</p> <p>平成20年3月23日開催の当社取締役会において、米国セファロン社に対し618,000千円（1株当たり発行価額150,000円）の第三者割当増資を決議いたしました。本件に関して平成20年3月27日に株式投資契約を締結しており、これに基づき平成20年4月初旬には払込がなされる見込みであります。</p> <p>なお、同社に対しては平成20年第4四半期にも第三者割当増資による資金調達を見込んでおります。</p> <p>さらに、同社と「SyB L-0501」の中国における開発権および販売権を導入するオプション権を付与する契約を平成20年3月27日に締結し、これに基づき平成20年4月初旬には、オプションフィーとして25万USDの入金がなされる見込みであります。</p> <p>その他にも以下による資金調達を見込んでおります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「SyB L-0501」および「SyB-0701」、または、どちらかの薬剤の日本国内における開発権および販売権の一部の導出による契約一時金の収入 2. 「SyB L-0501」および「SyB-0701」の韓国・台湾・シンガポールにおける開発権および販売権の導出による契約一時金の収入 <p>以上のように第三者割当増資による必要資金の調達を行うと共に、契約一時金等の収入を計上することにより、営業利益の計上を見込んでおります。</p> <p>なお、当社の財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表に反映しておりません。</p>

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2年 工具、器具及び備品 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 全額発生時の費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）</p>
<p>（固定資産の減損に係る会計基準）</p> <p>当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>当事業年度より、貸借対照表の表示について「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の基準に従った資本の部の合計に相当する金額は、1,893,889千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>（ストック・オプション等に関する会計基準）</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い）</p> <p>当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。前事業年度において営業外費用に計上していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成18年12月31日）	当事業年度 （平成19年12月31日）

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日）	当事業年度 （自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日）																								
<p>1 販売費及び一般管理費は、その全てが一般管理費であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>61,876千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>99,443千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>35,917千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>36,123千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>367,309千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>672千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。</p> <p>また、その総額は、上記 1 のとおり、367,309千円であります。</p>	役員報酬	61,876千円	給与手当	99,443千円	旅費交通費	35,917千円	支払報酬	36,123千円	研究開発費	367,309千円	減価償却費	672千円	<p>1 販売費及び一般管理費は、その全てが一般管理費であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>60,953千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>177,467千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>31,048千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>50,122千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>874,275千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,416千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。</p> <p>また、その総額は、上記 1 のとおり、874,275千円であります。</p>	役員報酬	60,953千円	給与手当	177,467千円	旅費交通費	31,048千円	支払報酬	50,122千円	研究開発費	874,275千円	減価償却費	1,416千円
役員報酬	61,876千円																								
給与手当	99,443千円																								
旅費交通費	35,917千円																								
支払報酬	36,123千円																								
研究開発費	367,309千円																								
減価償却費	672千円																								
役員報酬	60,953千円																								
給与手当	177,467千円																								
旅費交通費	31,048千円																								
支払報酬	50,122千円																								
研究開発費	874,275千円																								
減価償却費	1,416千円																								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）1、4	40,000	13,827		53,827
A種株式（注）2、3、4	650	49	699	
合計	40,650	13,876	699	53,827

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加13,827株は、第三者割当による新株の発行による増加13,128株、A種株式の普通株式への転換による増加699株であります。

2．A種株式の発行済株式総数の増加49株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

3．A種株式の発行済株式総数の減少699株は、普通株式への転換による減少であります。

4．平成18年3月31日開催の第1回定時株主総会および、平成18年3月31日開催の取締役会決議により、平成18年5月1日をもって発行済みのA種株式のすべてについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で転換しております。

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 未残高 (千円)
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						
	合計						

（注）上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、（ストック・オプション等関係）に記載しております。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）1	53,827	666		54,493
合計	53,827	666		54,493

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加666株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						
合計							

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在) (千円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,051,459	現金及び預金勘定	621,315
現金及び現金同等物	1,051,459	有価証券勘定	99,891
		現金及び現金同等物	721,206

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）				当事業年度 （自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相 当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）		取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相 当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）
工具、器具及び 備品	13,491	2,809	10,681	工具、器具及び 備品	15,906	6,589	9,317
ソフトウェア	21,300	3,195	18,105	ソフトウェア	22,660	7,727	14,933
合計	34,791	6,004	28,786	合計	38,566	14,316	24,250
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
			1年内				8,370千円
			1年超				16,598千円
			合計				24,969千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額及び減損損失				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額及び減損損失			
			支払リース料				9,063千円
			減価償却費相当額				8,311千円
			支払利息相当額				1,096千円
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左			
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利 息法によっております。				5. 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

（有価証券関係）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前事業年度 (平成18年12月31日)			当事業年度 (平成19年12月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千 円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千 円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	債券						
	国債・地方債等	798,222	798,526	303			
	小計	798,222	798,526	303			
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	その他				99,898	99,891	6
	小計				99,898	99,891	6
	合計	798,222	798,526	303	99,898	99,891	6

2. 前事業年度及び当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度（平成18年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	800,000			
(2) 社債				
(3) その他				
2. その他				
合計	800,000			

当事業年度（平成19年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等				
(2) 社債				
(3) その他				
2. その他	100,000			
合計	100,000			

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

1. スtock・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,900株	普通株式 20株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 470株
付与日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年12月2日から 平成27年9月1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,170株	普通株式 450株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成27年9月1日まで	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 520株
付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定前				
期首(株)	3,900	20	100	470
付与(株)				
失効(株)	50			290
権利確定(株)				
未確定残(株)	3,850	20	100	180
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)	1,170	450	2,000	520
失効(株)	40	30	40	
権利確定(株)				
未確定残(株)	1,130	420	1,960	520
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な 評価単価(円)				

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利行使価格(円)	100,000	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な 評価単価(円)			0	0

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第7回、第8回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
株式の評価方法	ディスカウント・キャッシュフロー方式	同左
当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額(円)	0	0
当事業年度中に行使されたストック・オプションの行使日における本源的価値の合計額(円)		

当事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1.ストック・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,900株	普通株式 20株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1.権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2.当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

	第3回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 470株
付与日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年12月2日から 平成27年9月1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,170株	普通株式 450株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成27年9月1日まで	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 520株
付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第9回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 合計5名	当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 660株	普通株式 510株
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 3名 合計9名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 340株	普通株式 820株
付与日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年3月3日から 平成29年3月2日まで	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第13回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名 社外協力者 12名 合計45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,700株
付与日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定前				
期首(株)	3,850	20	100	180
付与(株)				
失効(株)				130
権利確定(株)				
未確定残(株)	3,850	20	100	50
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定前				
期首(株)	1,130	420	1,960	520
付与(株)				
失効(株)	10	200	125	250
権利確定(株)				
未確定残(株)	1,120	220	1,835	270
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)	660	510	340	820
失効(株)	40	105	20	
権利確定(株)				
未確定残(株)	620	405	320	820
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

第13回	
付与日	平成19年8月29日
権利確定前	
期首（株）	
付与（株）	1,700
失効（株）	120
権利確定（株）	
未確定残（株）	1,580
権利確定後	
期首（株）	
権利確定（株）	
権利行使（株）	
失効（株）	
未行使残（株）	

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価（円）				
付与日における公正な 評価単価（円）				

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利行使価格（円）	100,000	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価（円）				
付与日における公正な 評価単価（円）			0	0

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	150,000	150,000	150,000	150,000
行使時平均株価（円）				
付与日における公正な 評価単価（円）	0	0	0	0

第13回	
付与日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	150,000
行使時平均株価（円）	
付与日における公正な 評価単価（円）	0

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第9回～第13回Stock・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
株式の評価方法	ディスカウント・ キャッシュフロー方式	同左	同左	同左
当事業年度末におけるStock・オプションの本源的価値の合計額（円）	0	0	0	0
当事業年度中に行使されたStock・オプションの行使日における本源的価値の合計額（円）				

付与日	平成19年8月29日
株式の評価方法	ディスカウント・ キャッシュフロー方式
当事業年度末におけるStock・オプションの本源的価値の合計額（円）	0
当事業年度中に行使されたStock・オプションの行使日における本源的価値の合計額（円）	

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">992</td> </tr> <tr> <td>減価償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">478</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">74,211</td> </tr> <tr> <td>未払金否認</td> <td style="text-align: right;">5,853</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">2,186</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">377,961</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,683</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">461,683</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">123</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">123</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">123</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	一括償却資産償却超過額	992	減価償却資産償却超過額	478	繰延資産償却超過額	74,211	未払金否認	5,853	未払事業税否認	2,186	繰越欠損金	377,961	繰延税金資産小計	461,683	評価性引当額	461,683	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	123	繰延税金負債合計	123	繰延税金負債の純額	123	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">730</td> </tr> <tr> <td>減価償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">1,147</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">117,837</td> </tr> <tr> <td>未払金否認</td> <td style="text-align: right;">17,975</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">1,383</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">858,752</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">997,829</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">997,829</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	一括償却資産償却超過額	730	減価償却資産償却超過額	1,147	繰延資産償却超過額	117,837	未払金否認	17,975	未払事業税否認	1,383	その他有価証券評価差額金	2	繰越欠損金	858,752	繰延税金資産小計	997,829	評価性引当額	997,829	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産	(千円)																																																								
一括償却資産償却超過額	992																																																								
減価償却資産償却超過額	478																																																								
繰延資産償却超過額	74,211																																																								
未払金否認	5,853																																																								
未払事業税否認	2,186																																																								
繰越欠損金	377,961																																																								
繰延税金資産小計	461,683																																																								
評価性引当額	461,683																																																								
繰延税金資産合計	-																																																								
繰延税金負債																																																									
その他有価証券評価差額金	123																																																								
繰延税金負債合計	123																																																								
繰延税金負債の純額	123																																																								
繰延税金資産	(千円)																																																								
一括償却資産償却超過額	730																																																								
減価償却資産償却超過額	1,147																																																								
繰延資産償却超過額	117,837																																																								
未払金否認	17,975																																																								
未払事業税否認	1,383																																																								
その他有価証券評価差額金	2																																																								
繰越欠損金	858,752																																																								
繰延税金資産小計	997,829																																																								
評価性引当額	997,829																																																								
繰延税金資産合計	-																																																								
繰延税金負債																																																									
繰延税金負債合計	-																																																								
繰延税金資産の純額	-																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。</p>																																																								

（持分法損益等）

前事業年度（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)		当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	
1株当たり純資産額	35,184円75銭	1株当たり純資産額	12,251円27銭
1株当たり当期純損失金額	15,230円51銭	1株当たり当期純損失金額	24,584円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)	当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
当期純損失（千円）	711,234	1,325,994
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	711,234	1,325,994
期中平均株式数（株）	46,698	53,936
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権8種類（新株予約権の数8,180個）。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権13種類（新株予約権の数11,210個）。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)																														
<p>1. 当社の取締役及び監査役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について</p> <p>平成19年1月23日開催の取締役会において、平成18年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の取締役3名及び監査役2名にストック・オプション目的の新株予約権660個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>	<p>第三者割当による募集株式の発行について</p> <p>平成20年3月23日開催の当社取締役会において、米国セファロン社に対し618,000千円(1株当たり発行価額150,000円)の第三者割当増資を決議いたしました。なお、その詳細は以下のとおりであります。</p>																														
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成21年1月24日から平成29年1月23日まで</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </table>	新株予約権の数(個)	660	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	660	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000	新株予約権の行使期間	平成21年1月24日から平成29年1月23日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集等の方法</th> <th>第三者割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割当先</td> <td>Cephalon, Inc.</td> </tr> <tr> <td>発行する株式の種類及び数</td> <td>普通株式4,120株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき金150,000円</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>618,000千円</td> </tr> <tr> <td>発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td>1株につき金75,000円</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>本件に関して平成20年3月27日に株式投資契約を締結しており、これに基づき平成20年4月初旬には払込がなされる見込みであります。</p> <p>さらに、「SyB L-0501」の中国における開発権および販売権を導入するオプション権を付与する契約を、平成20年3月27日に締結いたしました。</p>	募集等の方法	第三者割当	割当先	Cephalon, Inc.	発行する株式の種類及び数	普通株式4,120株	発行価額	1株につき金150,000円	発行総額	618,000千円	発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金75,000円	資金の使途	研究開発費及び運転資金
新株予約権の数(個)	660																														
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																														
新株予約権の目的となる株式の数(株)	660																														
新株予約権の発行価額	無償																														
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000																														
新株予約権の行使期間	平成21年1月24日から平成29年1月23日まで																														
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円																														
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																														
募集等の方法	第三者割当																														
割当先	Cephalon, Inc.																														
発行する株式の種類及び数	普通株式4,120株																														
発行価額	1株につき金150,000円																														
発行総額	618,000千円																														
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金75,000円																														
資金の使途	研究開発費及び運転資金																														

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)
<p>2. 当社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成19年1月23日開催の取締役会において、平成18年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の従業員24名にストック・オプション目的の新株予約権510個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>	
新株予約権の数（個）	510
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	510
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000
新株予約権の行使期間	平成21年1月24日から平成29年1月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)																
<p>3. 当社の従業員に対するストック・オプション(新株予約権)及び社外協力者に対する新株予約権の発行について</p> <p>平成19年3月2日開催の取締役会において、平成18年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の従業員6名にストック・オプション目的の新株予約権250個及び社外協力者3名に新株予約権90個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="124 506 730 1122"> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成21年3月3日から平成29年3月2日まで</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </table>	新株予約権の数(個)	340	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	340	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000	新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から平成29年3月2日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	
新株予約権の数(個)	340																
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340																
新株予約権の発行価額	無償																
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000																
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から平成29年3月2日まで																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円																
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当中間会計期間（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日）

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 中間決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定）によってお ります。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p> 定額法によっております。</p> <p> なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。</p> <p> 建物 2～18年</p> <p> 工具器具備品 4～10年</p> <p> (追加情報)</p> <p> 当社は、法人税法の改正に伴い、平成 19年3月31日以前に取得した資産につ いては、改正前の法人税法に基づく減価 償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度 より、取得価額の5%相当額と備忘価額 との差額を5年間にわたり均等償却し、 減価償却費に含めて計上しています。こ の変更による損益への影響額は軽微で あります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p> 定額法によっております。</p> <p> なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間（5年）に基づいております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費</p> <p> 全額発生時の費用として処理してお ります。</p>

項目	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)
4. 引当金の計上基準	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従業員に対する退職金は、従来、規程がありませんでしたが、当中間会計期間において退職金規程を新たに制定したことに伴い、当中間会計期間から退職給付引当金を計上することといたしました。</p> <p>当中間会計期間に係る退職給付費用493千円を販売費及び一般管理費に計上した結果、営業損失、経常損失はそれぞれ同額増加しております。また、過年度に係る退職給付費用1,034千円を特別損失に計上した結果、税引前中間純損失は1,527千円増加しております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	6,520千円
2.消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的に重要性が乏しいため、流動資産 の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	
1.研究開発費の総額	
一般管理費に含まれている研究開発費	428,951千円
2.減価償却実施額	
有形固定資産	1,530千円
無形固定資産	518千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	54,493	4,120		58,613
合計	54,493	4,120		58,613

（注）普通株式の発行済株式数の増加4,120株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計 期間末残高 （千円）
			前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期間末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						
	合計						

（注）上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、（ストック・オプション等関係）に記載しております。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

当中間会計期間 （自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関 係	
	（平成20年6月30日現在） （千円）
現金及び預金勘定	662,024
現金及び現金同等物	662,024

(リース取引関係)

当中間会計期間
(自平成20年1月1日
至平成20年6月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められる
もの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相
当額、減損損失累計額及び中間期末残高相当額

	取得価 額相当 額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末残 高相当額 (千円)
工具、器具及 び備品	15,906	8,529	7,377
ソフトウェア	22,660	9,993	12,667
合計	38,566	18,522	20,044

2. 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	8,534千円
1年超	12,289千円
合計	20,824千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相
当額及び減損損失

支払リース料	4,587千円
減価償却費相当額	4,206千円
支払利息相当額	442千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額と
の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい
ては、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年6月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

1．ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2．当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日）	
1株当たり純資産額	9,997円08銭
1株当たり中間純損失金額	12,381円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日）
中間純損失（千円）	699,656
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純損失（千円）	699,656
期中平均株式数（株）	56,508
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権13種類（新株予約権の数10,665個）。

（重要な後発事象）

当中間会計期間
（自 平成20年 1月 1日
至 平成20年 6月30日）

エーザイ株式会社との事業提携について

当社の事業展開の加速および事業価値の最大化を図ることを目的としてエーザイ株式会社との間で、「SyB L-0501」の日本における共同開発権および独占的販売権を付与する契約を、平成20年 8月18日に締結いたしました。

これにより、契約一時金収入として、1,000,000千円を計上いたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	券面総額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
		三菱UFJリース株式会社商業ペーパー	100,000	99,891
		小計	100,000	99,891
		計	100,000	99,891

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	4,960			4,960	3,548	2,089	1,412
工具、器具及び備品	6,486	2,551		9,038	1,861	1,329	7,176
有形固定資産計	11,447	2,551		13,999	5,410	3,418	8,588
無形固定資産							
ソフトウェア				5,221	1,341	965	3,880
無形固定資産計				5,221	1,341	965	3,880

（注）1．当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 サーバー 1,250千円

パソコン 1,301千円

2．無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	122
預金	
普通預金	321,193
定期預金	300,000
小計	621,193
合計	621,315

未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社新日本科学	24,979
医療法人相生会 九州臨床薬理クリニック	16,336
イーピーエス株式会社	12,871
株式会社メディサイエンスプランニング	6,327
埼玉第一製薬株式会社	6,300
その他	45,050
合計	111,866

(3)【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第4期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の経営成績及び財政状態の概況を参考までに掲げると次のとおりであります。

なお、当該概況につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けておりません。

第4期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の業績

	第4期事業年度
売上高(千円)	1,630,029
売上総利益(千円)	1,630,029
営業利益(千円)	132,859
経常利益(千円)	24,169
当期純利益(千円)	20,987

(注)売上高には消費税等は含まれておりません。

主な資産・負債の変動について

	第4期事業年度 (平成20年12月31日)	第3期事業年度 (平成19年12月31日)	増減額
(資産の部)			
流動資産計(千円)	1,460,447	759,976	700,471
有形固定資産(千円)	13,271	8,588	4,682
無形固定資産(千円)	2,861	3,880	1,019
投資その他の資産(千円)	24,632	19,700	4,932
固定資産計(千円)	40,764	32,169	8,595
資産合計(千円)	1,501,212	792,145	709,067
(負債・純資産の部)			
流動負債計(千円)	193,213	124,537	68,676
固定負債計(千円)	1,397		1,397
負債合計(千円)	194,610	124,537	70,073
純資産合計(千円)	1,306,602	667,608	638,993
負債純資産合計(千円)	1,501,212	792,145	709,067

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社営業所及び各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は継続開示会社に該当するため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月 5 日

シンバイオ製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古川 康 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎
業務執行社員

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 8月 5日

シンバイオ製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、3期連続して営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスが計上されているなどにより、当事業年度末の現金及び現金同等物が721,206千円となったことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成20年3月23日開催の取締役会において、米国セファロン社に対し618,000千円（1株当たり発行価額150,000円）の第三者割当増資を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年 8 月 5 日

シンバイオ製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古川 康 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、エーザイ株式会社との間で、「SyB L-0501」の日本における共同開発権及び独占的販売権を付与する契約を、平成20年8月18日に締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。